

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

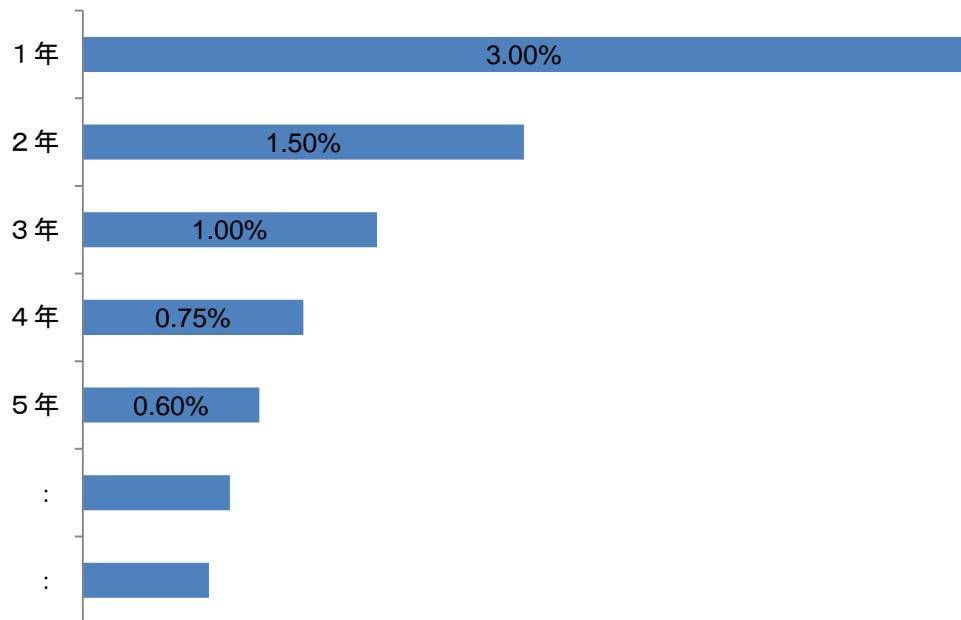
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

**アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド  
年2回決算型／毎月決算型  
【愛称】ロイヤルギフト****アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド  
年2回決算型(為替ヘッジあり)／毎月決算型(為替ヘッジあり)  
【愛称】ロイヤルギフト(為替ヘッジあり)****追加型投信／内外／株式****ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

**■委託会社** ファンドの運用の指図を行う者**アムンディ・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

**■受託会社** ファンドの財産の保管および管理を行う者**株式会社りそな銀行****■委託会社の照会先** ファンドに関するお問合せお客様サポートライン **03-3593-5911** (受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)ホームページ **https://www.amundi.co.jp**

# アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型 アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型

## ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
年2回決算型	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンダ・オブ・ ファンズ	なし
毎月決算型					年12回 (毎月)			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型」と「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 每月決算型」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月7日に関東財務局長に提出しており、2021年9月8日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

## アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型(為替ヘッジあり)

## アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型(為替ヘッジあり)

## ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
年2回決算型	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンダ・オブ・ ファンズ	あり
毎月決算型					年12回 (毎月)			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型(為替ヘッジあり)」および「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月7日に関東財務局長に提出しており、2021年9月8日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録ておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

### 【委託会社の情報】

委託会社名：アムンディ・ジャパン株式会社

設立年月日：1971年11月22日

資 本 金：12億円(2021年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆5,805億円(2021年6月末現在)

使用開始日:2021年9月8日

# アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド

## 年2回決算型／毎月決算型

### 愛称：ロイヤルギフト

#### 追加型投信／内外／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型」および「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月7日に関東財務局長に提出しており、2021年9月8日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

#### ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
年2回決算型	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
毎月決算型					年12回 (毎月)			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

#### ■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日

資本金: 12億円(2021年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

1兆5,805億円(2021年6月末現在)

#### ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

#### ■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 03-3593-5911

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型」「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型」を、それぞれ「年2回決算型」、「毎月決算型」と略す場合があります。また2本のファンドを総称して「ファンド」、または個別に「各ファンド」という場合があります。

## ファンドの特色

1

長期にわたり優れた運用実績がある「ファースト・イーグル・グローバル・ファンド(以下、類似ファンド)」と同じ運用手法の「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド(以下、ファースト・イーグルAIF)」へ主に投資します。

- 主として米ドル建のルクセンブルク籍の会社型投資信託「ファースト・イーグルAIF」と円建の国内籍の投資信託である「CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)」に投資します。世界の株式等への投資は「ファースト・イーグルAIF」を通じて行います。
- 「ファースト・イーグルAIF」の運用は、類似ファンド同様、米国の運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社(以下、「ファースト イーグル社」)。同社は200年以上の歴史を有する米国有数の独立系運用会社)のグローバル・バリュー・チームが行います。

2

主に割安と判断される世界の株式等に実質的に投資し、米ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 世界各国(エマージング地域にも投資することができます。)の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
- 分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
- 特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
- 投資先の「ファースト・イーグルAIF」において米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

3

年2回決算型と毎月決算型があります。

- 年2回決算型は毎決算時(原則として毎年6月および12月の各5日。休業日の場合は翌営業日)、毎月決算型は毎決算時(原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ●分配方針●

◆毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

### ●分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

### ●分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ●留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## ●収益分配金に関する留意事項●

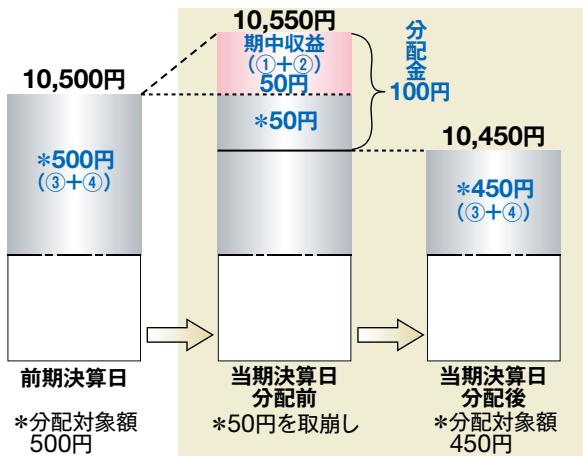
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



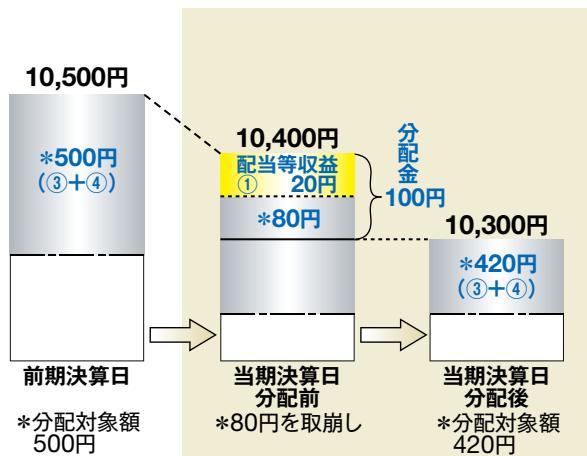
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

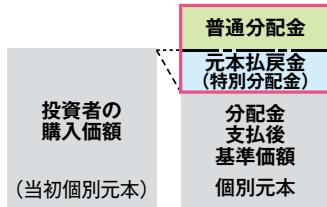


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

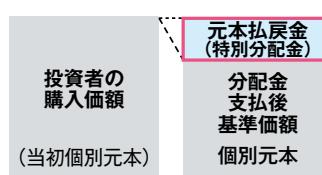
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

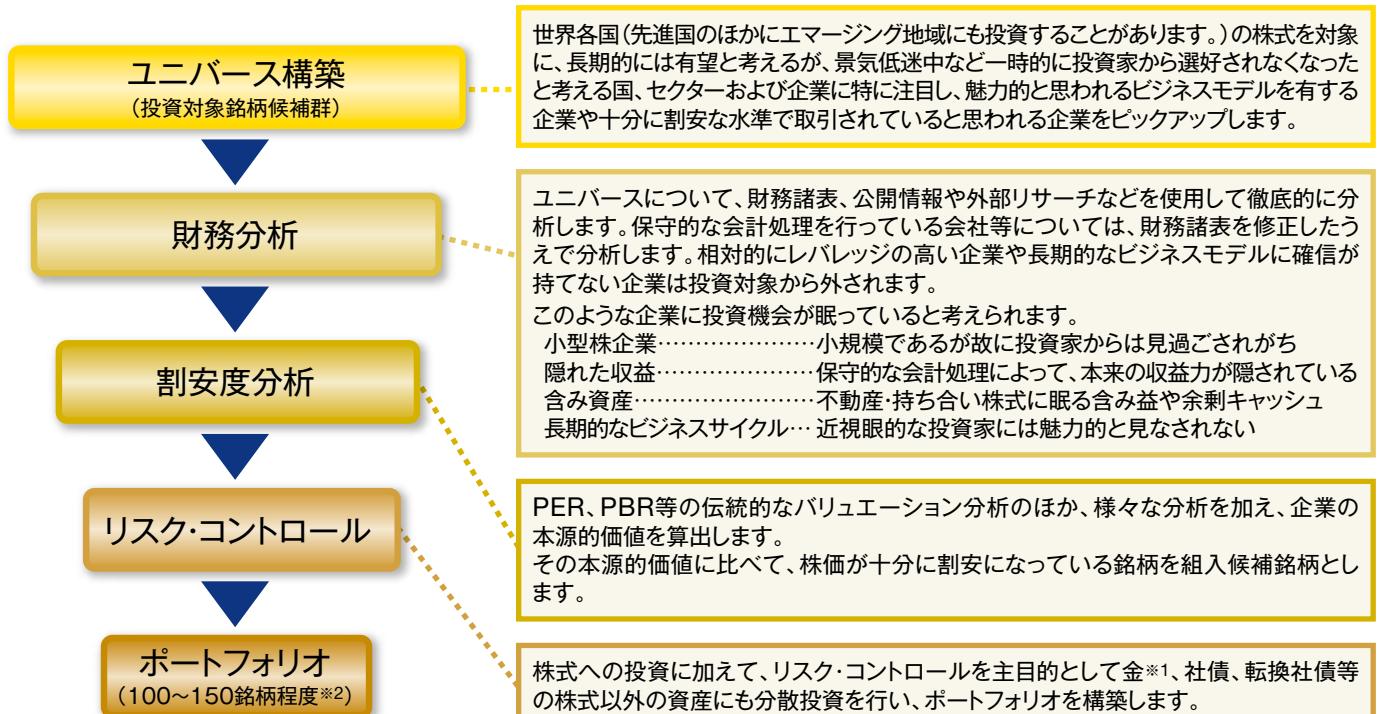
(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ● 運用プロセス ●

ファンドの投資対象であるファースト・イーグルAIFの運用プロセスは、主に以下の4つで構成されています。



※2 銘柄数は、その時の環境により変動します。

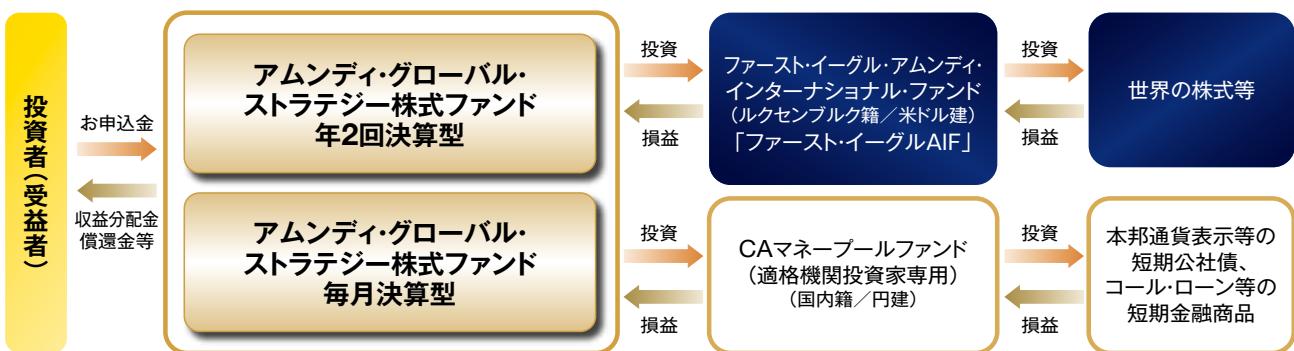
※1 ファースト・イーグル AIFでは、金関連株式等に投資します。

\* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ● ファンドの仕組み ●

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

<イメージ図>



## ● 主な投資制限 ●

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## ● 主要投資対象とする投資信託証券の概要 ●

### ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド（ファースト・イーグルAIF）

ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託(米ドル建)
投資方針	・全ての資産カテゴリーにダイナミックに分散投資することによって資産の成長を目指します。 ・時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。
投資顧問会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント

### CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)

ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは実質的に金関連株式等を組入れる場合があり、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ② 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

### ③ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ④ 為替変動リスク

一般的に外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくとも、実質的に投資している外貨建資産の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

ファンドが主要投資対象とする「ファースト・イーグルAIF」では、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行なっています。

ファンドは、米ドル建の「ファースト・イーグルAIF」に対して、為替ヘッジを原則として行いません。したがって投資する外貨建資産の為替レートの変動の影響を受けます。

### ⑤ 金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ⑥ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### 各ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ受益権総口数が10億口を下回った場合、投資対象とするファンドが繰上償還となった場合等には、信託を終了させることができます。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理体制については、グループの監査部門が隨時監査を行います。

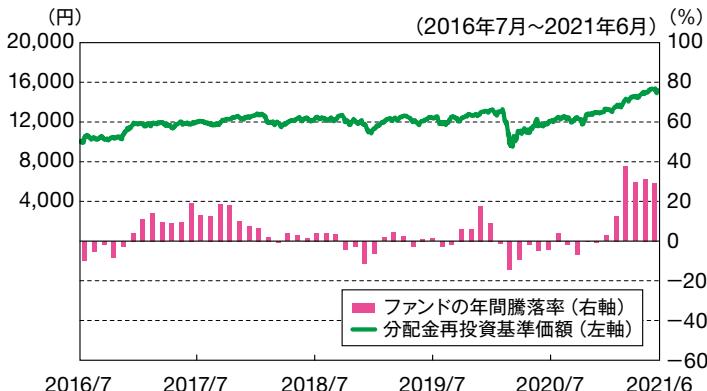
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

# 投資リスク

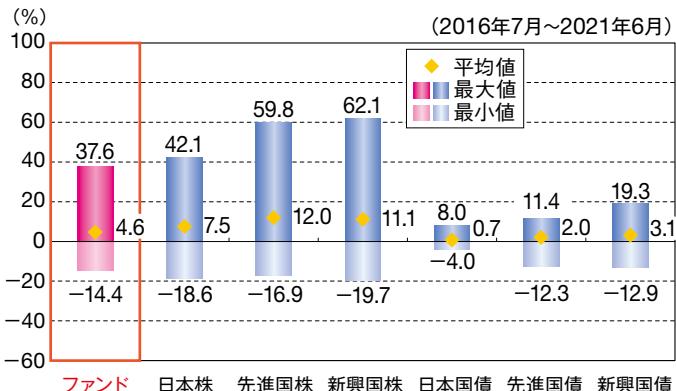
## (参考情報)

### ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

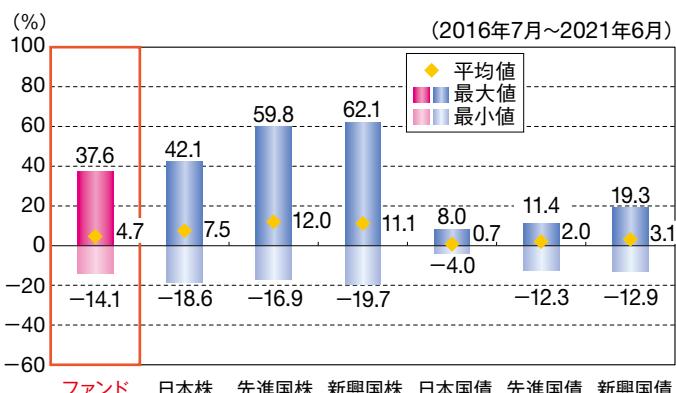
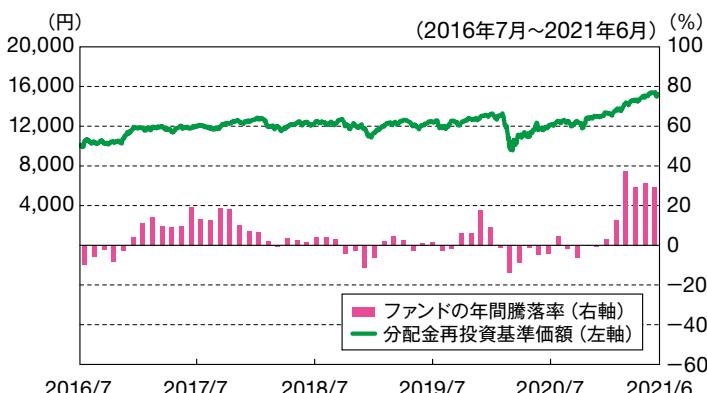
#### [年2回決算型]



### ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### [毎月決算型]



\*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②の各グラフは、2016年7月から2021年6月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### ○各資産クラスの指数について

##### 日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIX の指標値および TOPIX の商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指標の算出、指標値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利および TOPIX の商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIX の指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の指標値の算出もしくは公表の停止または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

##### 先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

##### 新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

##### 日本国債 NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

##### 先進国債 FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

##### 新興国債 JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権は J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

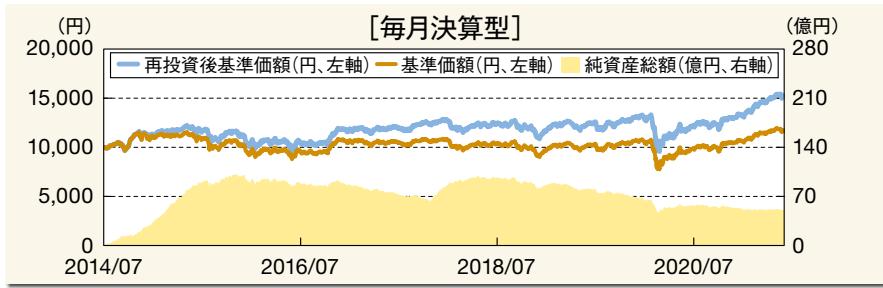
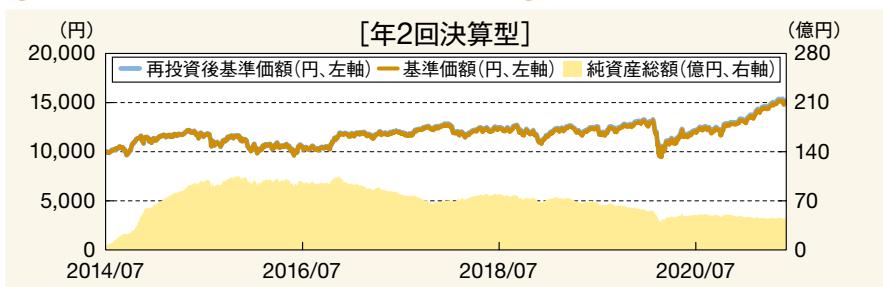
(注) 海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移、分配の推移

2021年6月末日現在

### 基準価額と純資産総額の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

### 基準価額と純資産総額

	年2回決算型	毎月決算型
基準価額	14,940円	11,666円
純資産総額	44.7億円	50.2億円

### 分配の推移

#### [年2回決算型]

決算日	分配金(円)
10期 (2019年6月5日)	10
11期 (2019年12月5日)	10
12期 (2020年6月5日)	0
13期 (2020年12月7日)	10
14期 (2021年6月7日)	10
設定来累計	130

#### [毎月決算型]

決算日	分配金(円)
79期 (2021年2月5日)	80
80期 (2021年3月5日)	80
81期 (2021年4月5日)	100
82期 (2021年5月6日)	100
83期 (2021年6月7日)	100
直近1年間累計	560
設定来累計	2,840

※分配金は1万口当たり・税引前です。

※直近5期分を表示しています。

### 主要な資産の状況

#### 資産配分

	純資産比 (%)	
	年2回決算型	毎月決算型
ファースト・イーグルAIF	97.24	96.68
CA マネーピールファンド (適格機関投資家専用)	0.20	0.08
現金等	2.56	3.24
合計	100.00	100.00

※現金等には未払諸費用等を含みます。※四捨五入の関係で合計が100.00%にならない場合があります。

【各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はファースト・イーグルAIFのポートフォリオの状況を記載しています。】

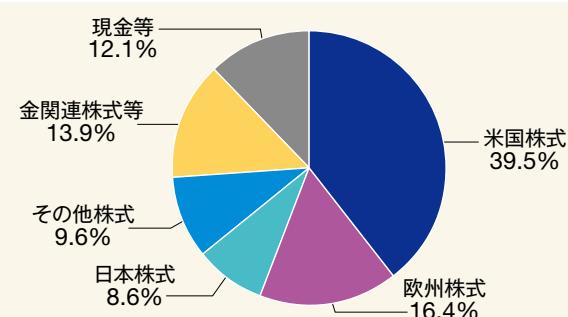
#### 組入株式上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	比率(%)
1	WisdomTree Physical Gold ETC*	英国	4.06
2	オラクル	米国	2.86
3	Xtrackers Physical Gold ETC*	英国	2.74
4	コムキャスト	米国	2.37
5	エクソンモービル	米国	2.27
6	iShares Physical Gold ETC*	英国	2.04
7	フェイスブック	米国	1.66
8	フィナンシエール・リシュモン	スイス	1.59
9	グループ・ブリュッセル・ランバート	ベルギー	1.58
10	ダノン	フランス	1.57

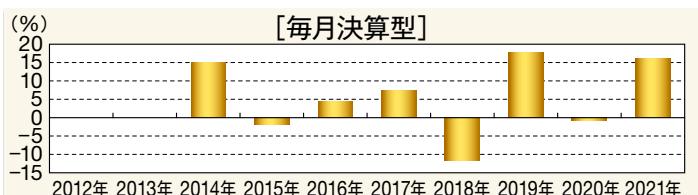
※比率は、ファースト・イーグル AIFの純資産総額に対する評価金額の割合です。資産別比率は、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

\*金ETC (Exchange Traded Commodity) です。金ETCは金関連株式等に含まれます。

#### 資産別比率



### 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※2014年は設定日（7月31日）から年末まで、2021年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	一般コースと自動けいぞく投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。) 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2021年9月8日から2022年3月4日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品取引所等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2014年7月31日(設定日)から2025年6月5日までとします。
繰上償還	委託会社は、各ファンドにつき、受益権総口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算型:年2回決算、原則毎年6月および12月の各5日です。休業日の場合は翌営業日とします。 毎月決算型:年12回決算、原則毎月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 自動けいぞく投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

\*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを受け付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用 ●

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
信託財産留保額	3.3%(税抜3.0%) 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。	

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.858%(税抜0.78%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 (信託報酬の分配)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25%(税抜)</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%(税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%(税抜)</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.25%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.50%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社
支払先	料率(年率)	役務の内容										
委託会社	0.25%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	0.50%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価										
受託会社	0.03%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価										
毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファースト・イーグルAIF</td> <td>1.00%(上限)+成功報酬*</td> </tr> <tr> <td>CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)</td> <td>0.385%(税抜0.35%)(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	料率(年率)	ファースト・イーグルAIF	1.00%(上限)+成功報酬*	CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)	0.385%(税抜0.35%)(上限)						
名称	料率(年率)											
ファースト・イーグルAIF	1.00%(上限)+成功報酬*											
CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)	0.385%(税抜0.35%)(上限)											
※成功報酬算定期間(毎年9月1日から翌年8月31日まで)において、「ファースト・イーグルAIF」の基準価額(当該日の成功報酬計算前)の収益率が、3カ月米ドルLibor+4%(年率)を上回った場合に、当該超過分に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上(再計算)されます(値下がりの場合は戻し入れされます)。												
<table border="1"> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>純資産総額に対して年率1.858%(税込)**1+成功報酬**2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1 ファンドの信託報酬率0.858%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの('ファースト・イーグルAIF'年率1.00%)を加算しております。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2 成功報酬は運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3 実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。</td> </tr> </table>			投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率1.858%(税込)**1+成功報酬**2		※1 ファンドの信託報酬率0.858%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの('ファースト・イーグルAIF'年率1.00%)を加算しております。		※2 成功報酬は運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。		※3 実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。		
投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率1.858%(税込)**1+成功報酬**2											
	※1 ファンドの信託報酬率0.858%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの('ファースト・イーグルAIF'年率1.00%)を加算しております。											
	※2 成功報酬は運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。											
	※3 実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。											
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。												
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。											

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

# 手続・手数料等

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2021年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



使用開始日:2021年9月8日

# アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型(為替ヘッジあり)／毎月決算型(為替ヘッジあり) 愛称:ロイヤルギフト(為替ヘッジあり) 追加型投信／内外／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型(為替ヘッジあり)」および「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月7日に関東財務局長に提出しており、2021年9月8日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
年2回決算型					年2回			
毎月決算型	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]  
アムンディ・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号  
設立年月日:1971年11月22日  
資本金:12億円(2021年6月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:  
1兆5,805億円(2021年6月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]  
株式会社りそな銀行

■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 03-3593-5911  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型(為替ヘッジあり)」「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型(為替ヘッジあり)」を、それぞれ「年2回決算型(為替ヘッジあり)」、「毎月決算型(為替ヘッジあり)」と略す場合があります。

また2本のファンドを総称して「ファンド」、または個別に「各ファンド」という場合があります。

## ファンドの特色

1

長期にわたり優れた運用実績がある「ファースト・イーグル・グローバル・ファンド(以下、類似ファンド)」と同じ運用手法の「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド(以下、ファースト・イーグルAIF)」へ主に投資します。

- 主として米ドル建のルクセンブルク籍の会社型投資信託「ファースト・イーグルAIF」と円建の国内籍の投資信託である「CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)」に投資します。世界の株式等への投資は「ファースト・イーグルAIF」を通じて行います。
- 「ファースト・イーグルAIF」の運用は、類似ファンド同様、米国の運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社(以下、「ファースト イーグル社」)。同社は200年以上の歴史を有する米国有数の独立系運用会社)のグローバル・バリュー・チームが行います。

2

主に割安と判断される世界の株式等に実質的に投資し、米ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 世界各国(エマージング地域にも投資することができます。)の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
- 分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
- 特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
- 投資先の「ファースト・イーグルAIF」において米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

3

年2回決算型と毎月決算型があり、それぞれ原則として対円での為替ヘッジを行います。

- 投資先の「ファースト・イーグルAIF」(米ドル建)に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行うことにより、米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 年2回決算型(為替ヘッジあり)は毎決算時(原則として毎年6月および12月の各5日。休業日の場合は翌営業日)、毎月決算型(為替ヘッジあり)は毎決算時(原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 分配方針

◆ 毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

### ● 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

### ● 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ● 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

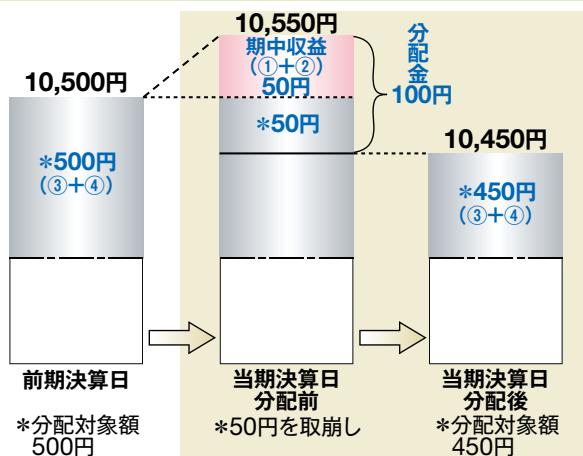
投資信託で分配金が支払われるイメージ



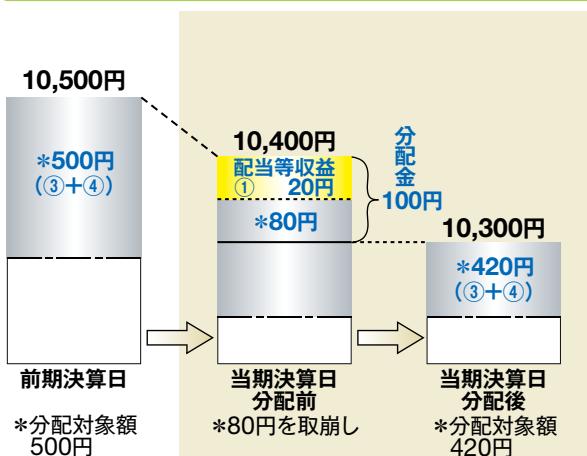
● 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

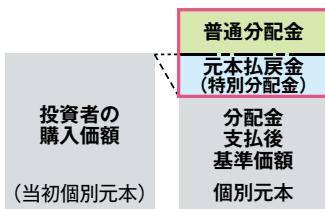


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

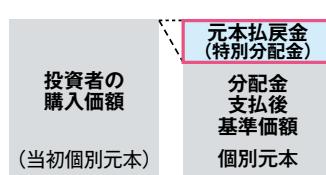
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

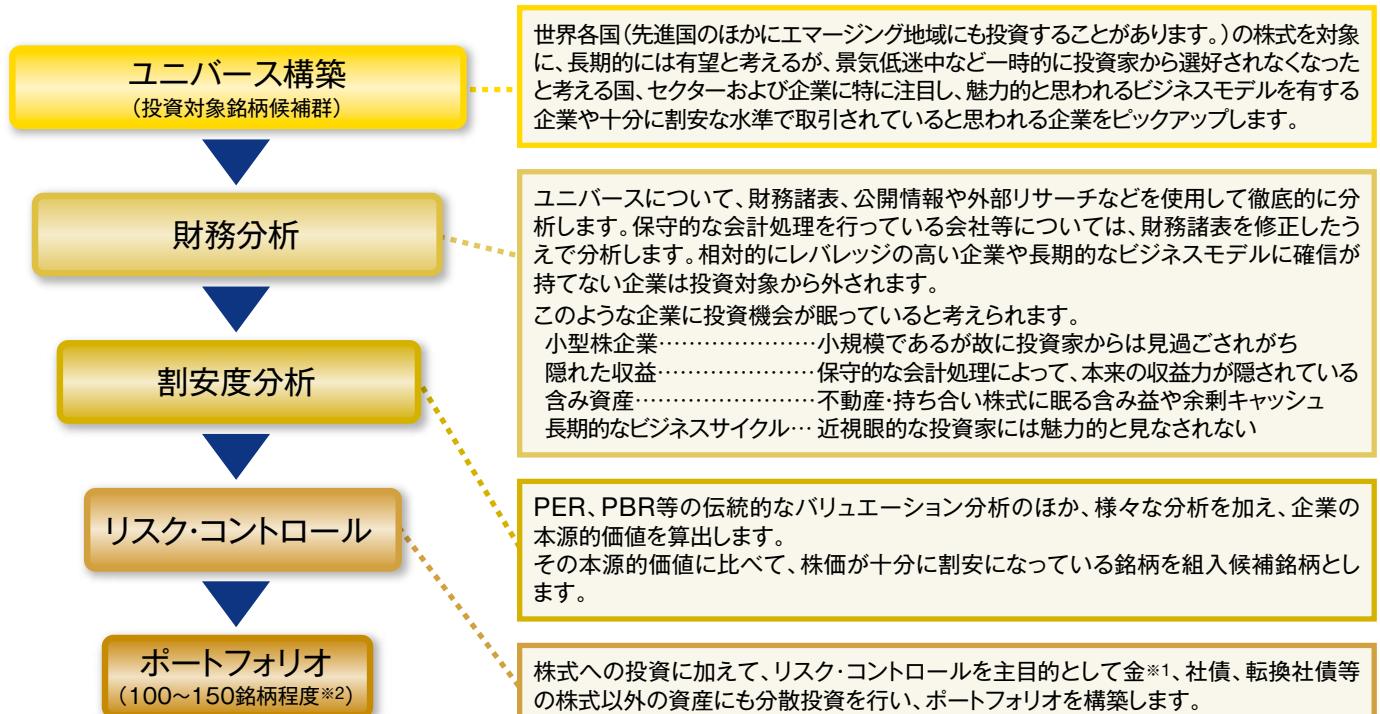
(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ● 運用プロセス ●

ファンドの投資対象であるファースト・イーグルAIFの運用プロセスは、主に以下の4つで構成されています。



※2 銘柄数は、その時の環境により変動します。

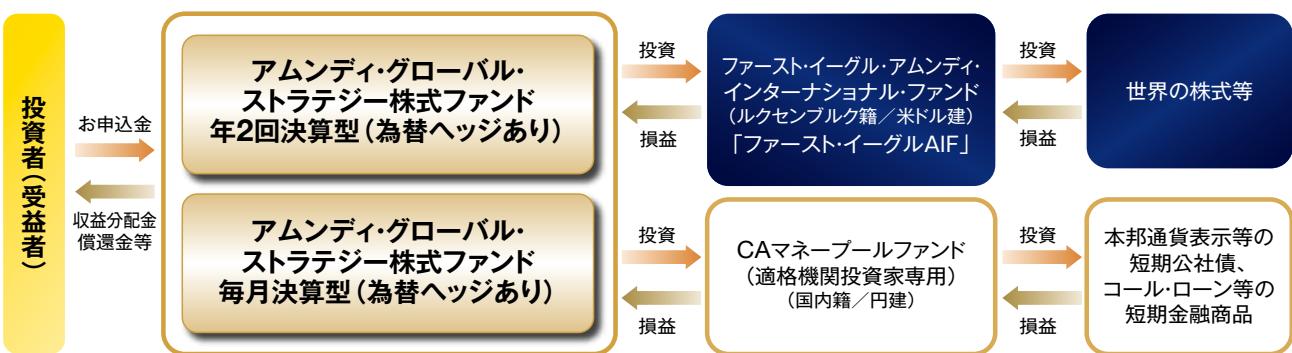
※1 ファースト・イーグル AIFでは、金関連株式等に投資します。

\* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ● ファンドの仕組み ●

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

<イメージ図>



## ● 主な投資制限 ●

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## ● 主要投資対象とする投資信託証券の概要 ●

### ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド（ファースト・イーグルAIF）

ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託(米ドル建)
投資方針	・全ての資産カテゴリーにダイナミックに分散投資することによって資産の成長を目指します。 ・時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。
投資顧問会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント

### CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)

ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは実質的に金関連株式等を組入れる場合があり、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ② 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

### ③ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ④ 為替変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする「ファースト・イーグルAIF」（米ドル建）に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行う際、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかります。

ファンドが主要投資対象とする「ファースト・イーグルAIF」では、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。現地通貨（米ドル以外の通貨）を保有することもあります。当該現地通貨が米ドルに対して下落した場合、基準価額が下落する要因となります。

### ⑤ 金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ⑥ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### 各ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ受益権総口数が10億口を下回った場合、投資対象とするファンドが繰上償還となった場合には、信託を終了させることができます。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が隨時監査を行います。

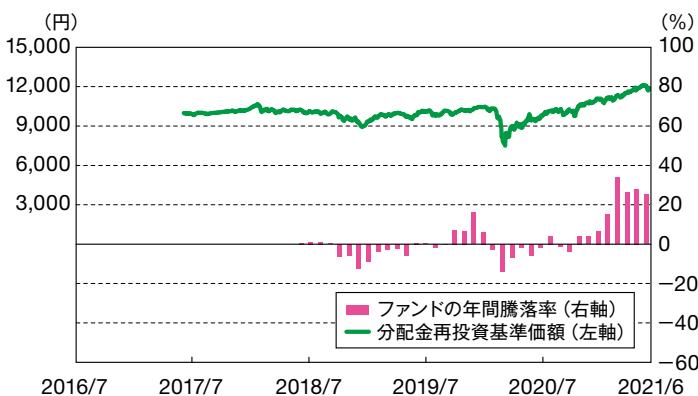
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

# 投資リスク

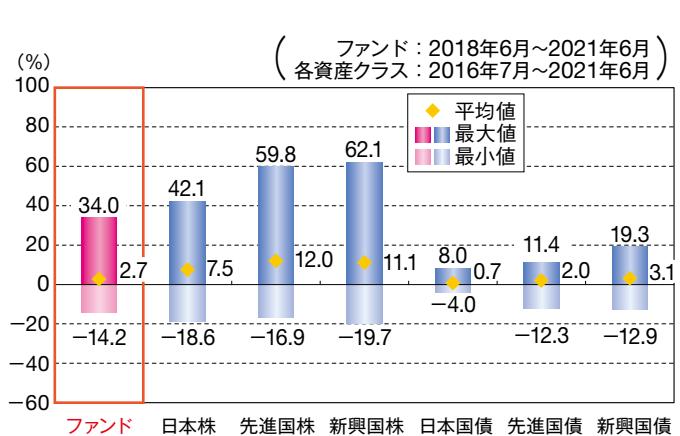
## (参考情報)

### ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

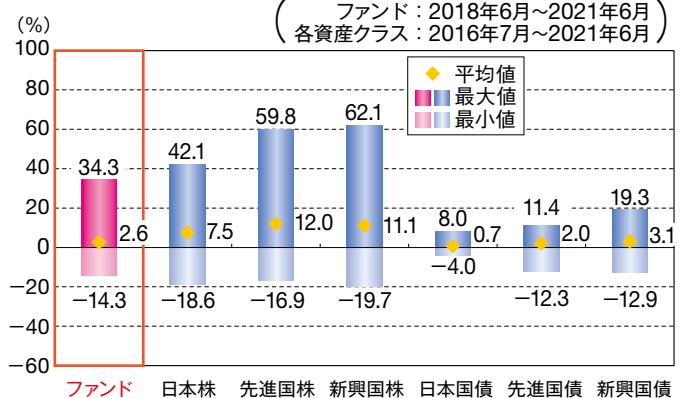
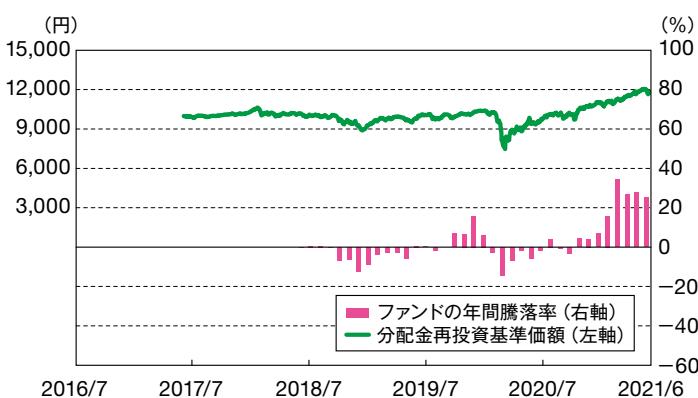
[年2回決算型(為替ヘッジあり)]



### ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



[毎月決算型(為替ヘッジあり)]



\*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②の各グラフは、ファンドについては2018年6月から2021年6月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについては2016年7月から2021年6月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ○各資産クラスの指数について

### 日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

### 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、世界の新興国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

### 先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

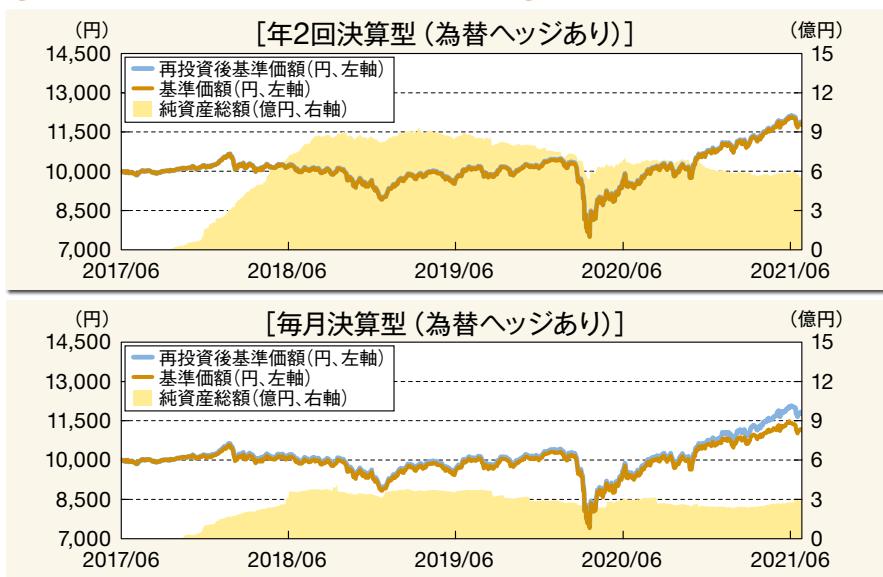
(注) 海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移、分配の推移

2021年6月末日現在

### 基準価額と純資産総額の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

### 主要な資産の状況

#### 資産配分

	純資産比 (%)	
	年2回決算型 (為替ヘッジあり)	毎月決算型 (為替ヘッジあり)
ファースト・イーグルAIF	95.64	78.37
CA マネープールファンド (適格機関投資家専用)	0.00	0.00
現金等	4.36	21.63
合計	100.00	100.00

※現金等には未払諸費用等を含みます。※四捨五入の関係で合計が100.00%にならない場合があります。

【各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はファースト・イーグルAIFのポートフォリオの状況を記載しています。】

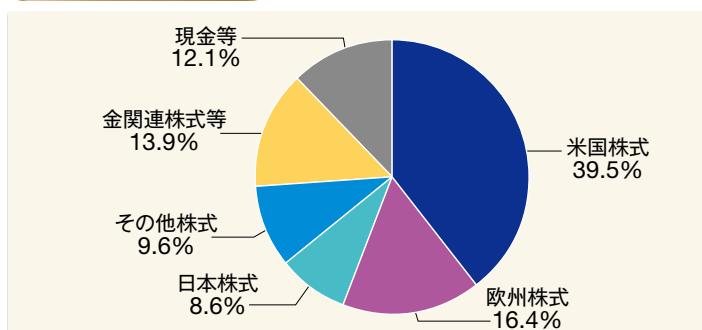
### 組入株式上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	比率 (%)
1	WisdomTree Physical Gold ETC*	英国	4.06
2	オラクル	米国	2.86
3	Xtrackers Physical Gold ETC*	英国	2.74
4	コムキャスト	米国	2.37
5	エクソンモービル	米国	2.27
6	iShares Physical Gold ETC*	英国	2.04
7	フェイスブック	米国	1.66
8	フィナンシエール・リッシュモン	スイス	1.59
9	グループ・ブリュッセル・ランバート	ベルギー	1.58
10	ダノン	フランス	1.57

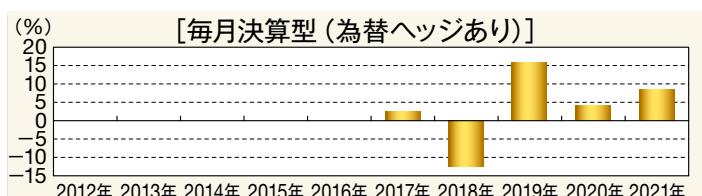
※比率は、ファースト・イーグル AIFの純資産総額に対する評価金額の割合です。資産別比率は、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

\*金ETC (Exchange Traded Commodity) です。金ETCは金関連株式等に含まれます。

### 資産別比率



### 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※2017年は設定日（6月7日）から年末まで、2021年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	一般コースと自動けいぞく投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。) 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2021年9月8日から2022年3月4日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品取引所等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2017年6月7日(設定日)から2025年6月5日までとします。
繰上償還	委託会社は、各ファンドにつき、受益権総口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算型(為替ヘッジあり):年2回決算、原則毎年6月および12月の各5日です。休業日の場合は翌営業日とします。 毎月決算型(為替ヘッジあり):年12回決算、原則毎月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 自動けいぞく投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

\*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものと当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用 ●

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
信託財産留保額	3.3%(税抜3.0%) 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。	

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.858%(税抜0.78%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 (信託報酬の分配)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25%(税抜)</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%(税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%(税抜)</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.25%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.50%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社
支払先	料率(年率)	役務の内容										
委託会社	0.25%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	0.50%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価										
受託会社	0.03%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価										
毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファースト・イーグルAIF</td> <td>1.00%(上限)+成功報酬*</td> </tr> <tr> <td>CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)</td> <td>0.385%(税抜0.35%)(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	料率(年率)	ファースト・イーグルAIF	1.00%(上限)+成功報酬*	CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)	0.385%(税抜0.35%)(上限)						
名称	料率(年率)											
ファースト・イーグルAIF	1.00%(上限)+成功報酬*											
CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)	0.385%(税抜0.35%)(上限)											
※成功報酬算定期間(毎年9月1日から翌年8月31日まで)において、「ファースト・イーグルAIF」の基準価額(当該日の成功報酬計算前)の収益率が、3カ月米ドルLibor+4%(年率)を上回った場合に、当該超過分に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上(再計算)されます(値下がりの場合は戻し入れされます)。												
<table border="1"> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>純資産総額に対して年率1.858%(税込)**1+成功報酬**2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1 ファンドの信託報酬率0.858%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの('ファースト・イーグルAIF'年率1.00%)を加算しております。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2 成功報酬は運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3 実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。</td> </tr> </table>			投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率1.858%(税込)**1+成功報酬**2		※1 ファンドの信託報酬率0.858%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの('ファースト・イーグルAIF'年率1.00%)を加算しております。		※2 成功報酬は運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。		※3 実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。		
投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率1.858%(税込)**1+成功報酬**2											
	※1 ファンドの信託報酬率0.858%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの('ファースト・イーグルAIF'年率1.00%)を加算しております。											
	※2 成功報酬は運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。											
	※3 実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。											
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。												
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。											

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

# 手続・手数料等

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2021年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。







**アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド  
年2回決算型(為替ヘッジあり)／  
毎月決算型(為替ヘッジあり)  
【愛称】 ロイヤルギフト(為替ヘッジあり)**

追加型投信／内外／株式

**投資信託説明書  
(請求目論見書)**

**2021年9月**

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**

1. 「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」および「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を2021年9月7日に関東財務局長に提出しており、2021年9月8日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
3. 「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」および「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 每月決算型（為替ヘッジあり）」の受益権の価額は、ファンドに実質的に組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

# 有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	2021年9月7日
発 行 者 名	アムンディ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 ローラン・ベルティオ
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

## 届出の対象とした募集

募集内国投資信託 受益証券に係る ファンドの名称	アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり） アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 每月決算型（為替ヘッジあり）
募集内国投資信託 受益証券の金額	継続申込期間 上限 各3,000億円
有価証券届出書の 写しを縦覧に供する 場所	該当事項はありません

## 目次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	36
第3 ファンドの経理状況	43
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	67
第三部 委託会社等の情報	68
第1 委託会社等の概況	68
約款	卷末

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）  
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」  
「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 每月決算型（為替ヘッジあり）」を、  
それぞれ「年2回決算型（為替ヘッジあり）」、「毎月決算型（為替ヘッジあり）」と略す場合があります。

また、2本のファンドを総称して「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド（為替ヘッジあり）」、「ファンド」、または個別に「各ファンド」という場合があります。

愛称として「ロイヤルギフト（為替ヘッジあり）」という名称を用いる場合があります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 3,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

#### ① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

#### ② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先にご照会ください。）または委託会社にお問合せください。

## (5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.0%）となっております。  
「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託の取得のお申込みを行うこと）によるファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンド間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

## (6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

## (7) 【申込期間】

2021年9月8日から2022年3月4日まで

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合はお申込みの受付はできません。  
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 ⑤ その他」の照会先までご照会ください。

\*販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

## (9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

## (10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込の方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社指定の方法でお申込みください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

⑤ その他

委託会社へのお問合せ先

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 03-3593-5911  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

###### ② ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信／内外／株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

**商品分類表** <年2回決算型／毎月決算型共通>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 <b>追加型</b>	国内 海外 <b>内外</b>	<b>株式</b> 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<年2回決算型>

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年4回			
<b>その他資産※ (投資信託証券 (株式))</b>	年6回 (隔月)		<b>ファンド・オブ ・ファンズ</b>	
資産複合 ( )	年12回 (毎月)			なし
資産配分固定型 資産配分変更型	日々			
その他 ( )	その他 ( )			

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<毎月決算型>

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年4回			
<b>その他資産※ (投資信託証券 (株式))</b>	年6回 (隔月)		<b>ファンド・オブ ・ファンズ</b>	
資産複合 ( )	年12回 (毎月)			なし
資産配分固定型 資産配分変更型	日々			
その他 ( )	その他 ( )			

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

\*ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

\*商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

### ③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### ④ ファンドの特色

1

長期にわたり優れた運用実績がある「ファースト・イーグル・グローバル・ファンド(以下、類似ファンド)」と同じ運用手法の「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド(以下、ファースト・イーグルAIF)」へ主に投資します。

- 主として米ドル建のルクセンブルク籍の会社型投資信託「ファースト・イーグルAIF」と円建の国内籍の投資信託である「CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)」に投資します。世界の株式等への投資は「ファースト・イーグルAIF」を通じて行います。
- 「ファースト・イーグルAIF」の運用は、類似ファンド同様、米国の運用会社ファースト イーグルインベストメント マネジメント社(以下、「ファースト イーグル社」)。同社は200年以上の歴史を有する米国有数の独立系運用会社)のグローバル・バリュー・チームが行います。

2

主に割安と判断される世界の株式等に実質的に投資し、米ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 世界各国(エマージング地域にも投資することができます。)の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
- 分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
- 特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
- 投資先の「ファースト・イーグルAIF」において米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

3

年2回決算型と毎月決算型があり、それぞれ原則として対円での為替ヘッジを行います。

- 投資先の「ファースト・イーグルAIF」(米ドル建)に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行うことにより、米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 年2回決算型(為替ヘッジあり)は毎決算時(原則として毎年6月および12月の各5日。休業日の場合は翌営業日)、毎月決算型(為替ヘッジあり)は毎決算時(原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2) 【ファンドの沿革】

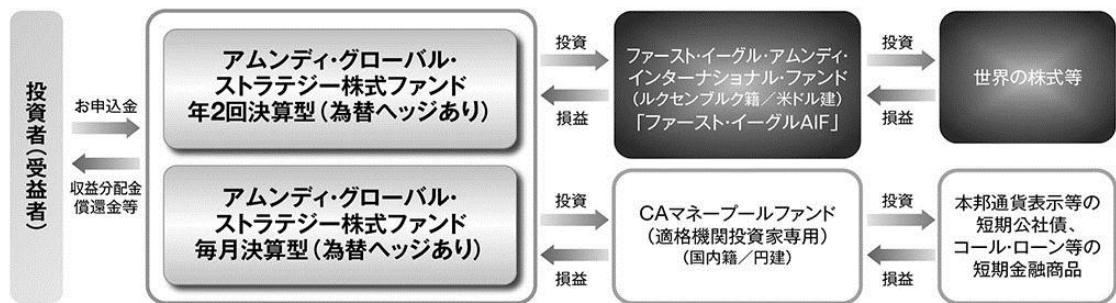
2017年6月7日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

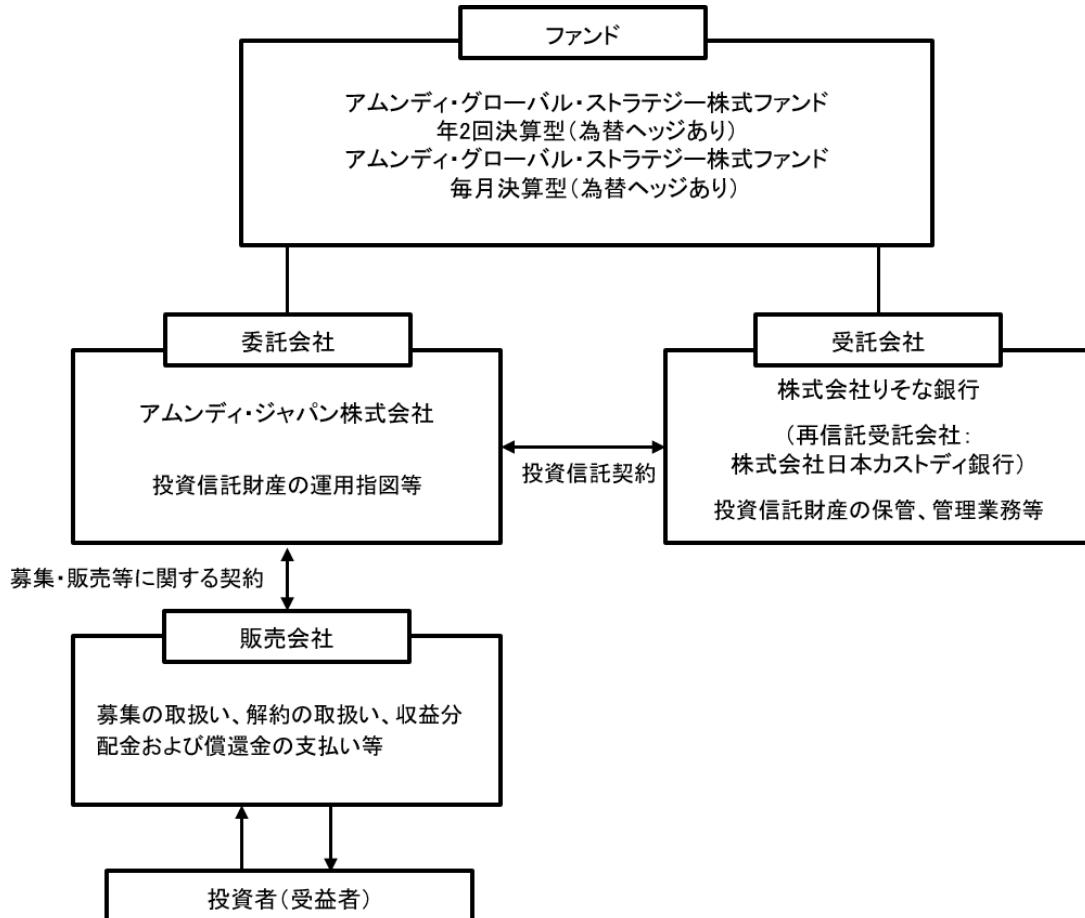
##### ① ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

② 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 運用方針

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（それぞれ振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### ② 投資態度

- (イ) 投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資対象の投資信託証券は、「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」、「CAマネーパールファンド（適格機関投資家専用）」です（以下、両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。）。
- (ニ) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 原則として外貨建資産の為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

#### [投資対象ファンドの選定方針]

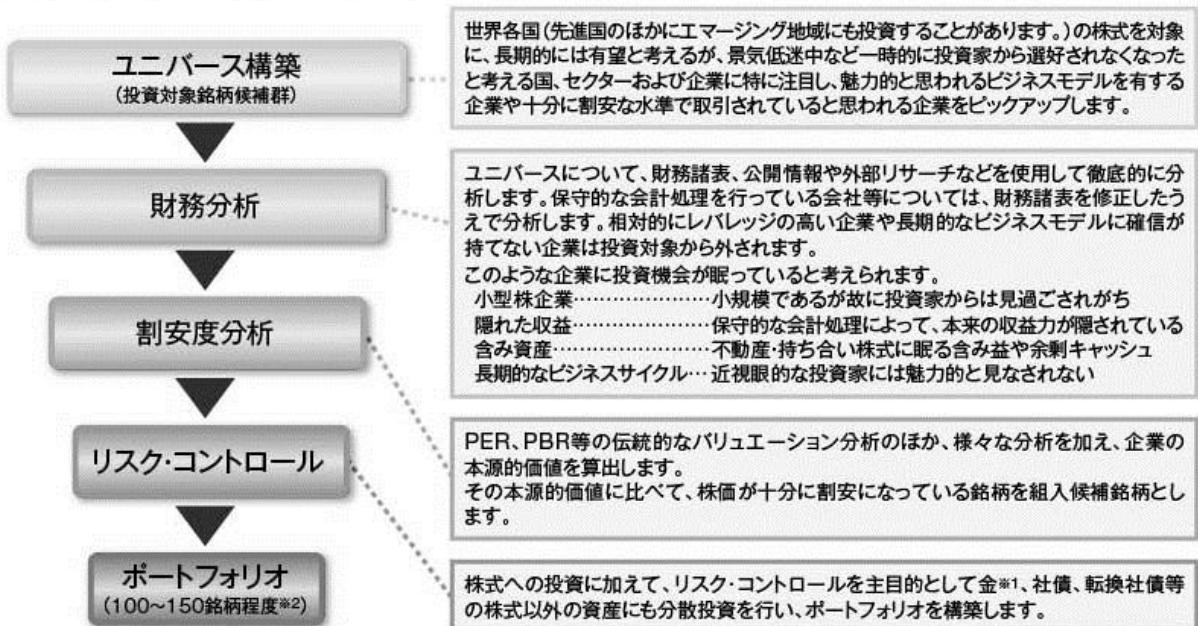
委託会社は、アムンディ内外で運用される世界各国の株式等を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

### ③ 運用プロセス

ファンドの投資対象であるファースト・イーグルAIFの運用プロセスは、主に以下の4つで構成されています。



※2 銘柄数は、その時の環境により変動します。

※1 ファースト・イーグル AIFでは、金関連株式等に投資します。

\* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

### ② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資法人「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」の投資証券、国内籍投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### 7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4. の証券および5. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### ③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### ④ その他

投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

## <追加的記載事項>

主要投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド (ファースト・イーグルAIF)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託（米ドル建）
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての資産カテゴリーにダイナミックに分散投資することによって資産の成長を目指します。</li> <li>・時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。</li> <li>・ドルベースのパフォーマンスを向上させるために、ドルベースで為替取引を行うことがあります。</li> <li>・運用プロセスは、発行体の財務内容のファンダメンタル分析、市場の見通し等に基づきます。</li> </ul>
投資顧問会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント

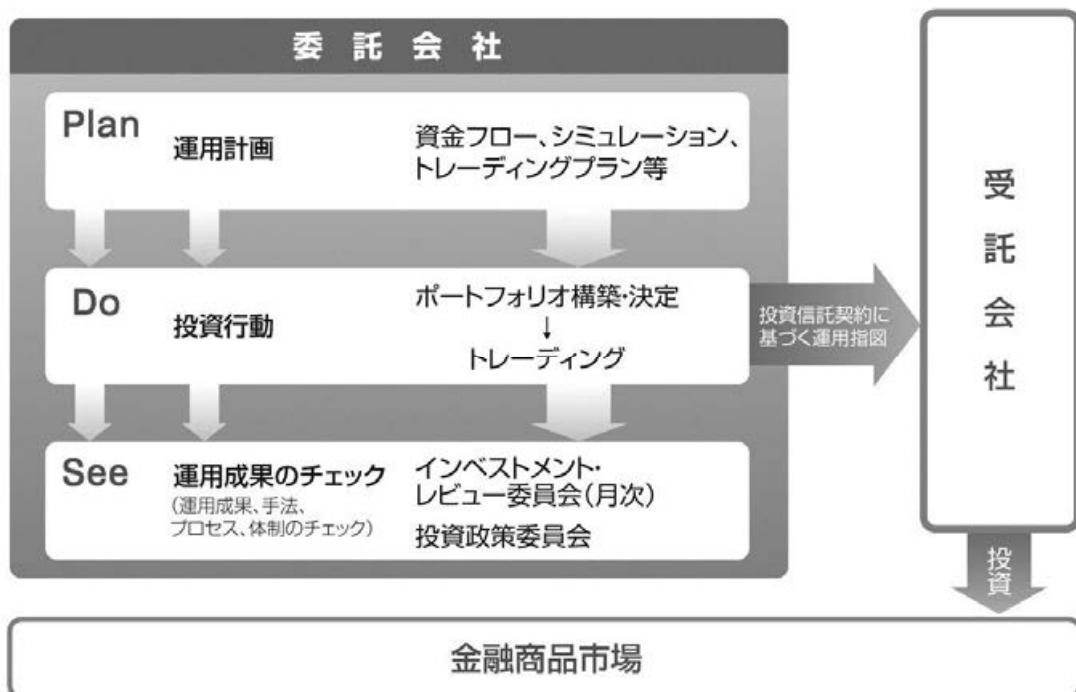
ファンド名	C Aマネーピールファンド（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託（円建）
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

- ◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

### (3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象である投資信託証券の買付、および組入れを高位に保つことを指図します。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



\* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

###### <年2回決算型>

毎決算時（原則として毎年6月と12月の各5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

###### (a) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

###### (b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

###### (c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

###### <毎月決算型>

毎決算時（原則として毎月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

###### (a) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

###### (b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

###### (c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

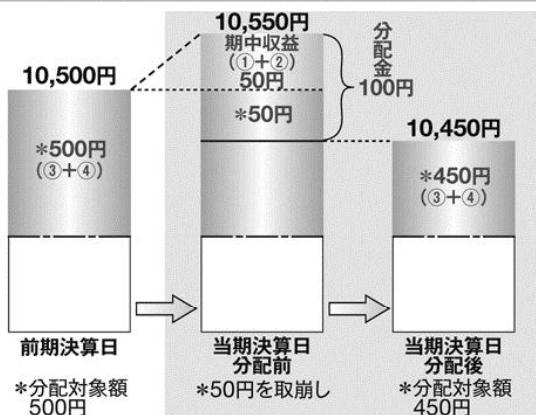
投資信託の純資産

分配金

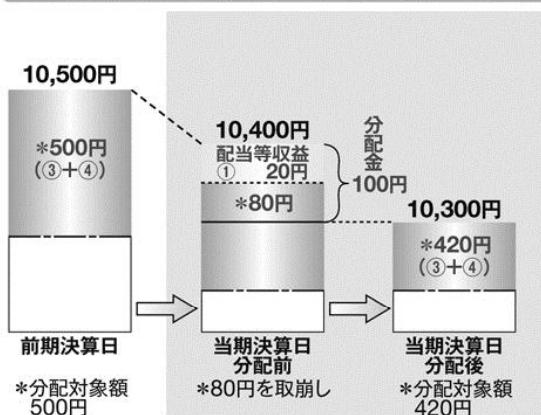
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

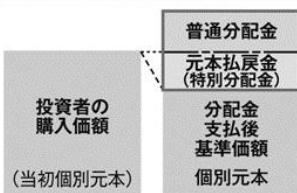


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

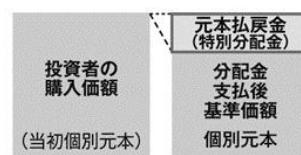
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本戻戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

#### ② 収益の分配 <年2回決算型／毎月決算型共通>

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い <年2回決算型／毎月決算型共通>

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（5）【投資制限】

- 1) 株式への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

##### ① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは実質的に金関連株式等を組入れる場合があり、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### ② 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### ③ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。また、取引・税制に新たな規制が突然設けられた場合、運用方針に沿った運用ができなくなることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### ④ 為替変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする「ファースト・イーグルAIF」に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行う際、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかるご留意ください。

ファンドが主要投資対象とする「ファースト・イーグルAIF」では、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります、現地通貨（米ドル以外の通貨）を保有することもあります。当該現地通貨が米ドルに対して下落した場合、基準価額が下落する要因となります。

##### ⑤ 金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### ⑥ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ⑦ その他の留意事項

購入・換金の申込総額が多額な場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金の申込みの受付を取り消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行つた当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

### (2) その他の留意点

#### 各ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ受益権総口数が10億口を下回った場合、投資対象とするファンドが繰上償還となった場合等には、信託を終了させることができます。

### (3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

### (4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

### 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

### 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

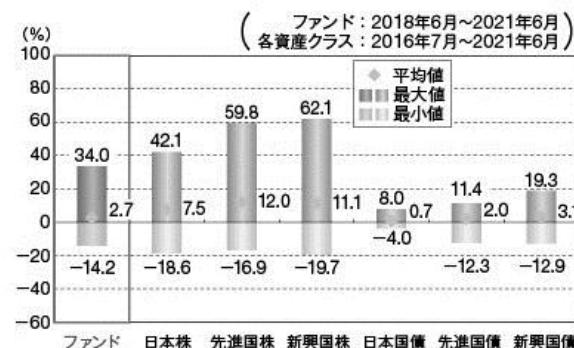
## (参考情報)

### ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

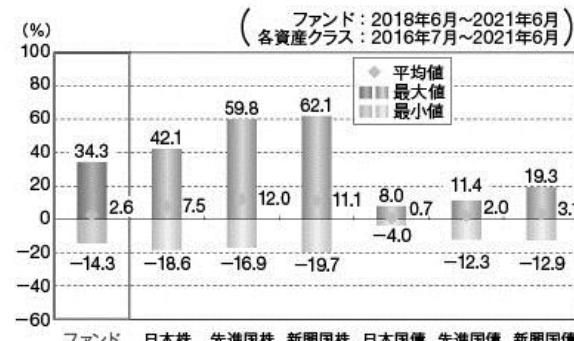
#### [年2回決算型(為替ヘッジあり)]



### ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### [毎月決算型(為替ヘッジあり)]



\*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②の各グラフは、ファンドについては2018年6月から2021年6月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについては2016年7月から2021年6月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもののみとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### ○各資産クラスの指標について

##### 日本株

##### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指標で、TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

##### 先進国株

##### MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

##### 新興国株

##### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、世界の新興国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

##### 日本国債

##### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

##### 先進国債

##### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

##### 新興国債

##### JPモルガン GBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン GBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

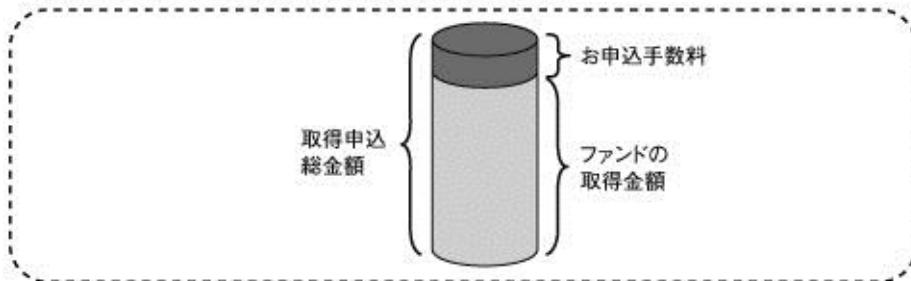
申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

申込手数料についての詳細は、お申込みの販売会社にお問合せください。

#### <取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託取得申込を行うこと）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンドとの間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.858%（税抜0.78%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

#### （信託報酬の配分）

支払先	料率(年率)	役務の内容
委託会社	0.25%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.50%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から收受した後、販売会社に支払います。

- ② 投資対象とする投資信託証券

名称	料率(年率)
ファースト・イーグルAIF	1.00%(上限) + 成功報酬*
CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)	0.385%(税抜0.35%)(上限)

\* 成功報酬算定期間（毎年9月1日から翌年8月31日まで）において、「ファースト・イーグルAIF」の基準価額（当該日の成功報酬計算前）の収益率が、3カ月米ドルLibor+4%（年率）を上回った場合に、当該超過分に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上（再計算）されます（値下がりの場合は戻し入れされます）。

### ③ 実質的な負担の上限※3

純資産総額に対して年率1.858%（税込）※1 + 成功報酬※2

※1 ファンドの信託報酬率0.858%（年率・税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（「ファースト・イーグルAIF」年率1.00%）を加算しております。

※2 成功報酬は運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。

※3 実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

## （4）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎特定期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ⑤ サブファンドにおいては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

\* その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2021年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

### ① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

\*公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

### ② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

### ③ 個別元本について

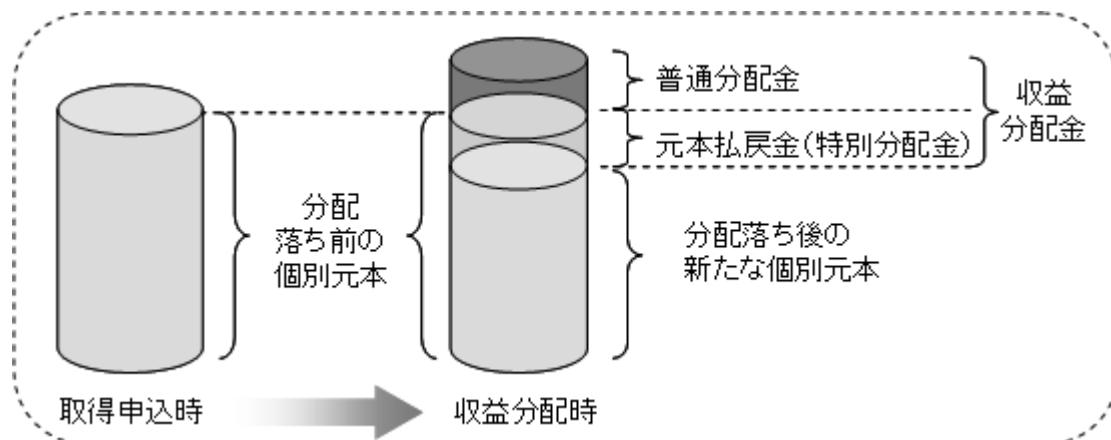
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参考ください。

#### ④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

## 5 【運用状況】

以下は2021年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

### (1) 【投資状況】

#### 信託財産の構成

##### 「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	100	0.00
投資証券	ルクセンブルク	531, 597, 189	95.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	24, 238, 174	4.36
合計（純資産総額）		555, 835, 463	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

##### 「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	100	0.00
投資証券	ルクセンブルク	229, 526, 856	78.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	63, 361, 072	21.63
合計（純資産総額）		292, 888, 028	100.00

#### その他の資産の投資状況

##### 「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

資産の種類	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	536, 695, 585	96.55

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同じ。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。以下同じ。

##### 「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

資産の種類	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	284, 461, 755	97.12

## (2) 【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	2,016,609	270,323.80	545,137,421	263,609.44	531,597,189	95.63
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)	100	1.0040	100	1.0038	100	0.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	870,708	270,225.44	235,287,461	263,609.44	229,526,856	78.36
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)	100	1.0040	100	1.0038	100	0.00

### 種類別投資比率

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	95.63
合計		95.63

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	78.36
合計		78.36

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	4,857,000.00	531,870,247	536,695,585	96.55

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同じ。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。以下同じ。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 每月決算型（為替ヘッジあり）」

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	2,574,000.00	282,588,628	284,461,755	97.12

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末又は特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2017年12月 5日）	158,077,513	158,232,403	1.0206	1.0216
第2期計算期間末（2018年 6月 5日）	699,690,051	700,377,250	1.0182	1.0192
第3期計算期間末（2018年12月 5日）	857,171,776	857,171,776	0.9499	0.9499
第4期計算期間末（2019年 6月 5日）	857,215,201	857,215,201	0.9653	0.9653
第5期計算期間末（2019年12月 5日）	770,494,194	771,255,022	1.0127	1.0137
第6期計算期間末（2020年 6月 5日）	684,353,657	684,353,657	0.9620	0.9620
第7期計算期間末（2020年12月 7日）	627,378,399	627,962,084	1.0749	1.0759
第8期計算期間末（2021年 6月 7日）	586,967,298	587,453,628	1.2069	1.2079
2020年 6月末日	651,809,266	—	0.9403	—
7月末日	677,544,432	—	0.9936	—
8月末日	686,420,541	—	1.0261	—
9月末日	672,415,795	—	0.9944	—
10月末日	665,358,125	—	0.9761	—
11月末日	642,421,239	—	1.0642	—
12月末日	604,341,127	—	1.0830	—
2021年 1月末日	589,791,443	—	1.0856	—
2月末日	590,532,599	—	1.1072	—
3月末日	568,030,315	—	1.1248	—
4月末日	575,918,729	—	1.1667	—
5月末日	587,350,441	—	1.1992	—
6月末日	555,835,463	—	1.1766	—

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2017年12月 5日)	102,660,162	102,862,421	1.0151	1.0171
第2特定期間末 (2018年 6月 5日)	309,151,479	309,151,479	1.0084	1.0084
第3特定期間末 (2018年12月 5日)	339,268,701	339,268,701	0.9406	0.9406
第4特定期間末 (2019年 6月 5日)	358,953,704	358,953,704	0.9555	0.9555
第5特定期間末 (2019年12月 5日)	286,769,740	286,769,740	1.0019	1.0019
第6特定期間末 (2020年 6月 5日)	301,472,340	301,472,340	0.9518	0.9518
第7特定期間末 (2020年12月 7日)	247,174,106	248,340,468	1.0596	1.0646
第8特定期間末 (2021年 6月 7日)	276,582,299	279,007,443	1.1405	1.1505
2020年 6月末日	294,923,133	—	0.9308	—
7月末日	310,413,770	—	0.9830	—
8月末日	272,423,385	—	1.0147	—
9月末日	257,639,642	—	0.9837	—
10月末日	247,856,086	—	0.9652	—
11月末日	249,707,981	—	1.0533	—
12月末日	243,748,864	—	1.0675	—
2021年 1月末日	237,604,871	—	1.0627	—
2月末日	242,580,522	—	1.0784	—
3月末日	247,644,142	—	1.0902	—
4月末日	268,063,302	—	1.1217	—
5月末日	277,069,489	—	1.1423	—
6月末日	292,888,028	—	1.1119	—

(注) 純資産総額(分配付) 及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

## ②【分配の推移】

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2017年 6月 7日 至 2017年12月 5日	0.0010
第2期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	0.0010
第3期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	0.0000
第4期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	0.0000
第5期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	0.0010
第6期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	0.0000
第7期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	0.0010
第8期計算期間	自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	0.0010

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間 自 2017年 6月 7日 至 2017年12月 5日	0.0040
第2特定期間 自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	0.0040
第3特定期間 自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	0.0000
第4特定期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	0.0000
第5特定期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	0.0000
第6特定期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	0.0020
第7特定期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	0.0050
第8特定期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	0.0460

(注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

### ③【収益率の推移】

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2017年 6月 7日 至 2017年12月 5日	2.2
第2期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	△0.1
第3期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	△6.7
第4期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	1.6
第5期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	5.0
第6期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	△5.0
第7期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	11.8
第8期計算期間	自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	12.4

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

期間	収益率(%)
第1特定期間 自 2017年 6月 7日 至 2017年12月 5日	1.9
第2特定期間 自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	△0.3
第3特定期間 自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	△6.7
第4特定期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	1.6
第5特定期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	4.9
第6特定期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	△4.8
第7特定期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	11.9
第8特定期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	12.0

(注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2017年 6月 7日 至 2017年12月 5日	154,890,873	—	154,890,873
第2期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	538,531,914	6,223,147	687,199,640
第3期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	229,363,764	14,141,117	902,422,287
第4期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	60,961,530	75,324,183	888,059,634
第5期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	48,856,152	176,087,367	760,828,419
第6期計算期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	42,089,444	91,539,287	711,378,576
第7期計算期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	46,653,856	174,347,263	583,685,169
第8期計算期間	自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	39,165,792	136,520,050	486,330,911

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 2017年 6月 7日 至 2017年12月 5日	101,129,647	—	101,129,647
第2特定期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	216,264,923	10,808,751	306,585,819
第3特定期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	121,790,165	67,682,879	360,693,105
第4特定期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	56,251,253	41,275,130	375,669,228
第5特定期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	15,476,864	104,923,783	286,222,309
第6特定期間	自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	50,085,507	19,558,382	316,749,434
第7特定期間	自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	13,881,070	97,358,022	233,272,482
第8特定期間	自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	24,085,834	14,843,817	242,514,499

(注1) 全て本邦内におけるものです。

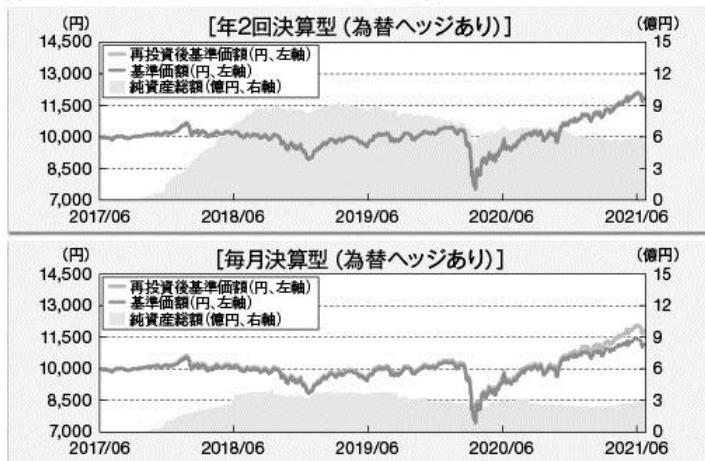
(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

## 運用実績

### 基準価額・純資産の推移、分配の推移

2021年6月末日現在

#### ● 基準価額と純資産総額の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

#### ● 基準価額と純資産総額

	年2回決算型 (為替ヘッジあり)	毎月決算型 (為替ヘッジあり)
基準価額	11,766円	11,119円
純資産総額	5.6億円	2.9億円

#### ● 分配の推移

##### [年2回決算型(為替ヘッジあり)]

決算日	分配金(円)
4期(2019年6月5日)	0
5期(2019年12月5日)	10
6期(2020年6月5日)	0
7期(2020年12月7日)	10
8期(2021年6月7日)	10
設定来累計	50

##### [毎月決算型(為替ヘッジあり)]

決算日	分配金(円)
44期(2021年2月5日)	50
45期(2021年3月5日)	50
46期(2021年4月5日)	80
47期(2021年5月6日)	100
48期(2021年6月7日)	100
直近1年間累計	510
設定来累計	610

※分配金は1万口当たり・税引前です。

※直近5期分を表示しています。

### 主要な資産の状況

#### ● 資産配分

	純資産比(%)	
	年2回決算型(為替ヘッジあり)	毎月決算型(為替ヘッジあり)
ファースト・イーグルAIF	95.64	78.37
CA マネーブールファンド (適格機関投資家専用)	0.00	0.00
現金等	4.36	21.63
合計	100.00	100.00

※現金等には未払諸費用等を含みます。※四捨五入の関係で合計が100.00%にならない場合があります。

【各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はファースト・イーグルAIFのポートフォリオの状況を記載しています。】

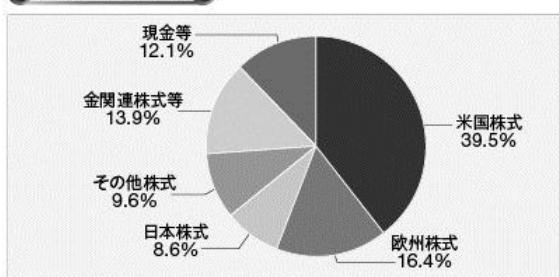
#### ● 組入株式上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	比率(%)
1	WisdomTree Physical Gold ETC*	英国	4.06
2	オラクル	米国	2.86
3	Xtrackers Physical Gold ETC*	英国	2.74
4	コムキャスト	米国	2.37
5	エクソンモービル	米国	2.27
6	iShares Physical Gold ETC*	英国	2.04
7	フェイスブック	米国	1.66
8	フィナンシェール・リッシュモン	スイス	1.59
9	グループ・ブリュッセル・ランパート	ベルギー	1.58
10	ダノン	フランス	1.57

※比率は、ファースト・イーグル AIF の純資産総額に対する評価金額の割合です。資産別比率は、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

\*金ETC(Exchange Traded Commodity) です。金ETCは金関連株式等に含まれます。

#### ● 資産別比率



### 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※2017年は設定日(6月7日)から年末まで、2021年は年初から6月末までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

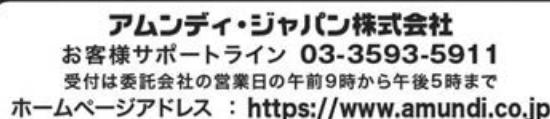
### 1【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



(3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」※とがあります。（コース名称は販売会社により異なる場合があります。）詳細は販売会社へお問合せください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

(4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

## 2 【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。
- ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、解約請求の申込みは受けません。
- 解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
- 申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。
- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記1 申込（販売）手続等（2）のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもつて行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、当該解約請求日の解約請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた請求を取り消すことができます。
- (6) 前記(5)により解約請求の受付が中止または取消しされた場合には、受益者は解約請求の受付の中止または取消し以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該解約請求の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。
- ※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

### 3 【資産管理等の概要】

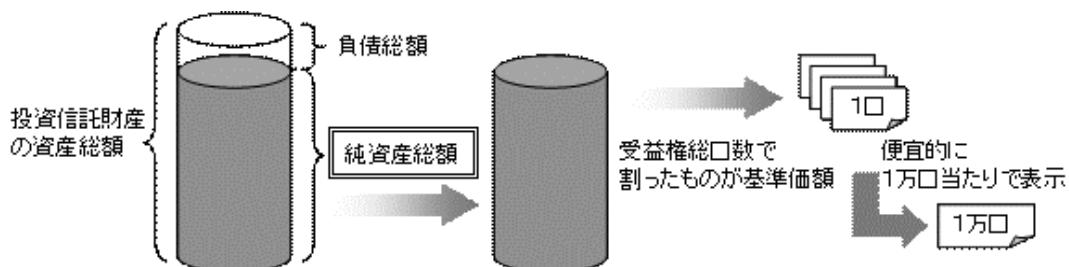
#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

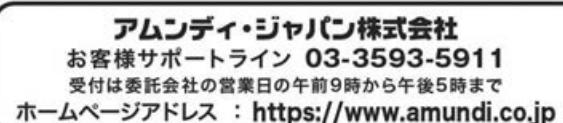
対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。



##### ② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。



##### ③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金※1は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等※2に応じて計算されるものとします。

※1 「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2 「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

2017年6月7日から2025年6月5日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

<年2回決算型>

- ① ファンドの計算期間は、毎年6月6日から12月5日までおよび12月6日から翌年6月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から2017年12月5日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<毎月決算型>

- ① ファンドの計算期間は、毎月 6 日から翌月 5 日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から2017年7月5日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

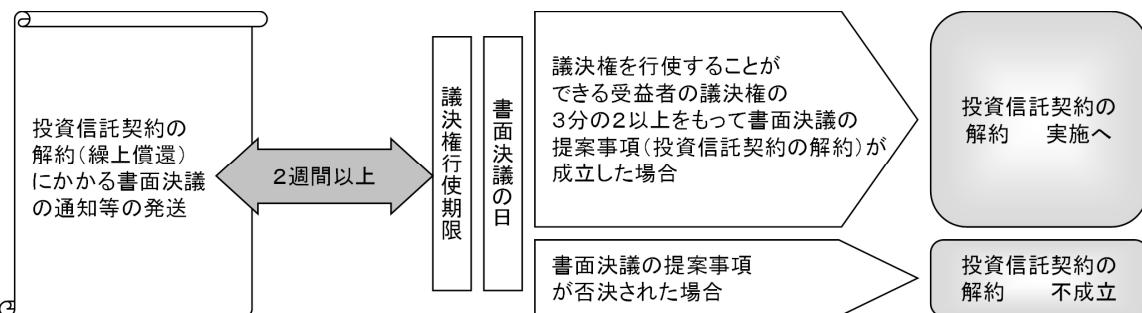
(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 各ファンドの受益権口数が10億口を下回ることとなったとき

(ロ) 委託会社は（イ）の手続にかかわらず、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます（別に定める投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合の手続については、（ハ）、（ニ）の手続にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。

- (ハ) 委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ニ) (ハ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) (ハ)、(ニ) の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、(ハ)、(ニ) の手続は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>



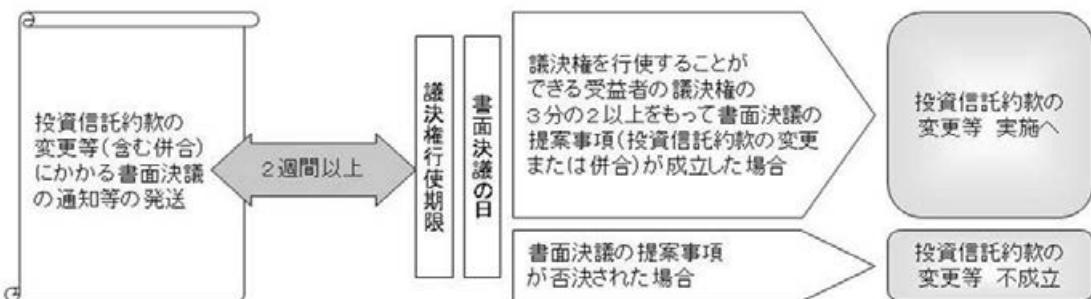
- (ヘ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
  - 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
  - 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項の内容が重大なもの該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます）について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (ハ) (ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) (ロ) から (ニ) の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



### ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な投資信託約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

### ④ 運用報告書の作成

委託会社は毎年6月、12月の計算期間末および償還時に交付運用報告書を作成し、知りたい受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



### ⑤ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

### ⑥ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

### ⑦ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

### ⑧ その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

### (3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2020年12月8日から2021年6月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）の2020年12月8日から2021年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）の2021年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）

### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2020年12月 7日)	第8期計算期間末 (2021年 6月 7日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	48,784	51,402
コール・ローン	19,533,786	39,279,722
投資信託受益証券	100	100
投資証券	593,184,976	574,082,934
派生商品評価勘定	1,548,485	1,927,681
未収入金	24,086,910	—
流動資産合計	638,403,041	615,341,839
資産合計	638,403,041	615,341,839
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,174	—
未払金	—	20,711,233
未払収益分配金	583,685	486,330
未払解約金	7,106,789	4,298,430
未払受託者報酬	112,892	96,775
未払委託者報酬	2,822,120	2,419,148
未払利息	42	86
その他未払費用	390,940	362,539
流動負債合計	11,024,642	28,374,541
負債合計	11,024,642	28,374,541
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	583,685,169	486,330,911
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,693,230	100,636,387
（分配準備積立金）	36,767,631	90,818,231
元本等合計	627,378,399	586,967,298
純資産合計	627,378,399	586,967,298
負債純資産合計	638,403,041	615,341,839

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	第8期計算期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日
営業収益		
受取利息	25	62
有価証券売買等損益	79,873,329	74,515,267
為替差損益	△957,168	△3,176,933
営業収益合計	78,916,186	71,338,396
営業費用		
支払利息	11,227	8,665
受託者報酬	112,892	96,775
委託者報酬	2,822,120	2,419,148
その他費用	410,238	412,474
営業費用合計	3,356,477	2,937,062
営業利益又は営業損失（△）	75,559,709	68,401,334
経常利益又は経常損失（△）	75,559,709	68,401,334
当期純利益又は当期純損失（△）	75,559,709	68,401,334
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,411,545	5,506,085
期首剰余金又は期首次損金（△）	△27,024,919	43,693,230
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,153,670	4,859,817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,325,877	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	827,793	4,859,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	10,325,579
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	10,325,579
分配金	583,685	486,330
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,693,230	100,636,387

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>(2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2020年12月8日から2021年6月7日までとなっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第8期計算期間末 (2021年 6月 7日)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2020年12月 7日)	第8期計算期間末 (2021年 6月 7日)
1. 期首元本額	711, 378, 576円	583, 685, 169円
期中追加設定元本額	46, 653, 856円	39, 165, 792円
期中一部解約元本額	174, 347, 263円	136, 520, 050円
2. 計算期間末日における受益権の総数	583, 685, 169口	486, 330, 911口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日		第8期計算期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額44,276,915円 (1万口当たり758円)のうち583,685円(1万口当たり10円)を分配金額としております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額101,122,717円 (1万口当たり2,079円)のうち486,330円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	37,304,290円	B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	62,895,746円
C 収益調整金額	6,925,599円	C 収益調整金額	9,818,156円
D 分配準備積立金額	47,026円	D 分配準備積立金額	28,408,815円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	44,276,915円	E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	101,122,717円
F 当ファンドの期末残存受益権 口数	583,685,169口	F 当ファンドの期末残存受益権 口数	486,330,911口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	758円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	2,079円
H 1万口当たり分配金額	10円	H 1万口当たり分配金額	10円
I 分配金額 (F×H/10,000)	583,685円	I 分配金額 (F×H/10,000)	486,330円

(金融商品に関する注記)

I . 金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	第8期計算期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2020年12月 7日)	第8期計算期間末 (2021年 6月 7日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2020年12月 7日)	第8期計算期間末 (2021年 6月 7日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	0	0
投資証券	68,897,229	67,781,765
合計	68,897,229	67,781,765

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

第7期計算期間末 (2020年12月7日)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益 (円)
			うち1年超	
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	616,449,951	—	614,909,640 1,540,311
	合計	616,449,951	—	614,909,640 1,540,311

第8期計算期間末 (2021年6月7日)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益 (円)
			うち1年超	
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	573,048,322	—	571,120,641 1,927,681
	合計	573,048,322	—	571,120,641 1,927,681

(注)時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下のように評価しております。
    - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
    - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期計算期間 (自 2020年6月6日 至 2020年12月7日)

該当事項はありません。

第8期計算期間 (自 2020年12月8日 至 2021年6月7日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7期計算期間末 (2020年12月 7日)	第8期計算期間末 (2021年 6月 7日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0749円 (10,749円)	1,2069円 (12,069円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資信託 受益証券	日本円	CAマネーピールファンド(適格機関 投資家専用)	100	100		
		小計	100	100		
	米ドル	銘柄数	1	100		
		組入時価比率	0.0%	100.0%		
投資信託受益証券 合計				100		
投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンデ ィ・インターナショナル・ファンド	2,142.245	5,239,417.13		
		小計	2,142.245	5,239,417.13		
		銘柄数	1	(574,082,934)		
		組入時価比率	97.8%	100.0%		
投資証券 合計				574,082,934 (574,082,934)		
合計				574,083,034 (574,082,934)		

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間（2020年12月8日から2021年6月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）の2020年12月8日から2021年6月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 每月決算型（為替ヘッジあり）の2021年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）

### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7特定期間末 (2020年12月 7日)	第8特定期間末 (2021年 6月 7日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	29,687	31,264
コール・ローン	9,672,009	19,537,667
投資信託受益証券	100	100
投資証券	233,228,284	267,690,358
派生商品評価勘定	592,028	903,058
未収入金	5,161,844	—
流動資産合計	248,683,952	288,162,447
資産合計	248,683,952	288,162,447
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	4,153	8,687,886
未払収益分配金	1,166,362	2,425,144
未払解約金	—	109,780
未払受託者報酬	7,316	7,858
未払委託者報酬	182,871	196,387
未払利息	21	42
その他未払費用	149,123	153,051
流動負債合計	1,509,846	11,580,148
負債合計	1,509,846	11,580,148
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	233,272,482	242,514,499
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,901,624	34,067,800
（分配準備積立金）	17,782,130	35,252,810
元本等合計	247,174,106	276,582,299
純資産合計	247,174,106	276,582,299
負債純資産合計	248,683,952	288,162,447

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7特定期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	第8特定期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日
営業収益		
受取利息	34	18
有価証券売買等損益	33,358,722	31,821,369
為替差損益	△573,624	△1,011,874
営業収益合計	32,785,132	30,809,513
営業費用		
支払利息	4,728	4,481
受託者報酬	46,414	41,272
委託者報酬	1,160,397	1,031,637
その他費用	170,022	191,566
営業費用合計	1,381,561	1,268,956
営業利益又は営業損失（△）	31,403,571	29,540,557
経常利益又は経常損失（△）	31,403,571	29,540,557
当期純利益又は当期純損失（△）	31,403,571	29,540,557
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,417,009	150,805
期首剰余金又は期首次損金（△）	△15,277,094	13,901,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,385,893	2,466,426
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	811,624	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	574,269	2,466,426
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,375	992,961
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	992,961
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,375	—
分配金	1,166,362	10,697,041
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,901,624	34,067,800

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2020年12月 8日から2021年 6月 7日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第8特定期間末 (2021年 6月 7日)	
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7特定期間末 (2020年12月 7日)	第8特定期間末 (2021年 6月 7日)
1. 期首元本額	316,749,434円	233,272,482円
期中追加設定元本額	13,881,070円	24,085,834円
期中一部解約元本額	97,358,022円	14,843,817円
2. 特定期間末日における受益権の総数	233,272,482口	242,514,499口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第7特定期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日		第8特定期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日	
分配金の計算過程 (2020年6月6日から2020年7月6日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額は18,613,533円 (1万口当たり587円)ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 (2020年12月8日から2021年1月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額26,915,722円 (1万口当たり1,178円)のうち1,826,754円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額 0円		A 費用控除後の配当等収益額 0円	
B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円		B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 2,877,479円	
C 収益調整金額 8,655,933円		C 収益調整金額 6,660,252円	
D 分配準備積立金額 9,957,600円		D 分配準備積立金額 17,377,991円	
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 18,613,533円		E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 26,915,722円	
F 当ファンドの期末残存受益権 口数 316,899,215口		F 当ファンドの期末残存受益権 口数 228,344,269口	
G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 587円		G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,178円	
H 1万口当たり分配金額 0円		H 1万口当たり分配金額 80円	
I 分配金額 (F×H/10,000) 0円		I 分配金額 (F×H/10,000) 1,826,754円	
分配金の計算過程 (2020年7月7日から2020年8月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額は18,549,907円 (1万口当たり587円)ですが、分配を行っておりません。		(2021年1月6日から2021年2月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額24,982,337円 (1万口当たり1,116円)のうち1,118,559円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額 0円		A 費用控除後の配当等収益額 0円	
B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円		B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 402,334円	
C 収益調整金額 8,634,810円		C 収益調整金額 6,575,613円	
D 分配準備積立金額 9,915,097円		D 分配準備積立金額 18,004,390円	
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 18,549,907円		E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 24,982,337円	
F 当ファンドの期末残存受益権 口数 315,815,984口		F 当ファンドの期末残存受益権 口数 223,711,898口	
G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 587円		G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,116円	
H 1万口当たり分配金額 0円		H 1万口当たり分配金額 50円	
I 分配金額 (F×H/10,000) 0円		I 分配金額 (F×H/10,000) 1,118,559円	
分配金の計算過程 (2020年8月6日から2020年9月7日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額は15,775,247円 (1万口当たり587円)ですが、分配を行っておりません。		(2021年2月6日から2021年3月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額25,306,672円 (1万口当たり1,132円)のうち1,117,656円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	
A 費用控除後の配当等収益額 0円		A 費用控除後の配当等収益額 0円	
B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円		B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 1,462,172円	
C 収益調整金額 7,351,186円		C 収益調整金額 6,669,106円	
D 分配準備積立金額 8,424,061円		D 分配準備積立金額 17,175,394円	
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 15,775,247円		E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 25,306,672円	
F 当ファンドの期末残存受益権 口数 268,575,128口		F 当ファンドの期末残存受益権 口数 223,531,204口	
G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 587円		G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,132円	
H 1万口当たり分配金額 0円		H 1万口当たり分配金額 50円	

I	分配金額 (F × H / 10,000)	0円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	1,117,656円
(2020年9月8日から2020年10月5日までの計算期間)					
計算期間末における分配対象収益額は15,386,328円（1万口当たり587円）ですが、分配を行っておりません。					
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	7,987,676円
C	収益調整金額	7,174,300円	C	収益調整金額	7,156,611円
D	分配準備積立金額	8,212,028円	D	分配準備積立金額	17,425,814円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	15,386,328円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	32,570,101円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	261,953,864口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	227,166,746口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	587円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	1,433円
H	1万口当たり分配金額	0円	H	1万口当たり分配金額	80円
I	分配金額 (F × H / 10,000)	0円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	1,817,333円
(2020年10月6日から2020年11月5日までの計算期間)					
計算期間末における分配対象収益額は15,085,751円（1万口当たり587円）ですが、分配を行っておりません。					
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	7,989,555円
C	収益調整金額	7,038,470円	C	収益調整金額	8,819,992円
D	分配準備積立金額	8,047,281円	D	分配準備積立金額	23,556,295円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	15,085,751円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	40,365,842円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	256,836,470口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	239,159,507口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	587円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	1,687円
H	1万口当たり分配金額	0円	H	1万口当たり分配金額	100円
I	分配金額 (F × H / 10,000)	0円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	2,391,595円
(2020年11月6日から2020年12月7日までの計算期間)					
計算期間末における分配対象収益額25,723,414円（1万口当たり1,102円）のうち1,166,362円（1万口当たり50円）を分配金額としております。					
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	12,021,729円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	8,670,446円
C	収益調整金額	6,774,922円	C	収益調整金額	9,499,447円
D	分配準備積立金額	6,926,763円	D	分配準備積立金額	29,007,508円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	25,723,414円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	47,177,401円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	233,272,482口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	242,514,499口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	1,102円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	1,945円
H	1万口当たり分配金額	50円	H	1万口当たり分配金額	100円
I	分配金額 (F × H / 10,000)	1,166,362円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	2,425,144円

(金融商品に関する注記)

I . 金融商品の状況に関する事項

項目	第7特定期間 自 2020年 6月 6日 至 2020年12月 7日	第8特定期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7特定期間末 (2020年12月 7日)	第8特定期間末 (2021年 6月 7日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7特定期間末 (2020年12月 7日)	第8特定期間末 (2021年 6月 7日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	0	0
投資証券	15,720,546	8,793,276
合計	15,720,546	8,793,276

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

第7特定期間末 (2020年12月7日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	231,710,108	—	231,118,080	592,028
	合計	231,710,108	—	231,118,080	592,028

第8特定期間末 (2021年6月7日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	268,455,070	—	267,552,012	903,058
	合計	268,455,070	—	267,552,012	903,058

(注)時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方によって評価しております。
    - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
    - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7特定期間 (自 2020年6月6日 至 2020年12月7日)

該当事項はありません。

第8特定期間 (自 2020年12月8日 至 2021年6月7日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7特定期間末 (2020年12月 7日)	第8特定期間末 (2021年 6月 7日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0596円 (10,596円)	1.1405円 (11,405円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネーパールファンド(適格機関 投資家専用)	100	100	
		小計	100	100	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.0%	100.0%	
投資信託受益証券 合計				100	
投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンデ ィ・インターナショナル・ファンド	998.912	2,443,099.01	
		小計	998.912	2,443,099.01	
		銘柄数 組入時価比率	1 96.8%	(267,690,358) 100.0%	
投資証券 合計				267,690,358 (267,690,358)	
合計				267,690,458 (267,690,358)	

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」

2021年6月末日現在

I 資産総額	1, 100, 438, 913円
II 負債総額	544, 603, 450円
III 純資産総額（I - II）	555, 835, 463円
IV 発行済口数	472, 417, 951口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 1766円
(1万口当たり純資産額)	(11, 766円)

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」

2021年6月末日現在

I 資産総額	576, 204, 373円
II 負債総額	283, 316, 345円
III 純資産総額（I - II）	292, 888, 028円
IV 発行済口数	263, 416, 192口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 1119円
(1万口当たり純資産額)	(11, 119円)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

### 7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の概況

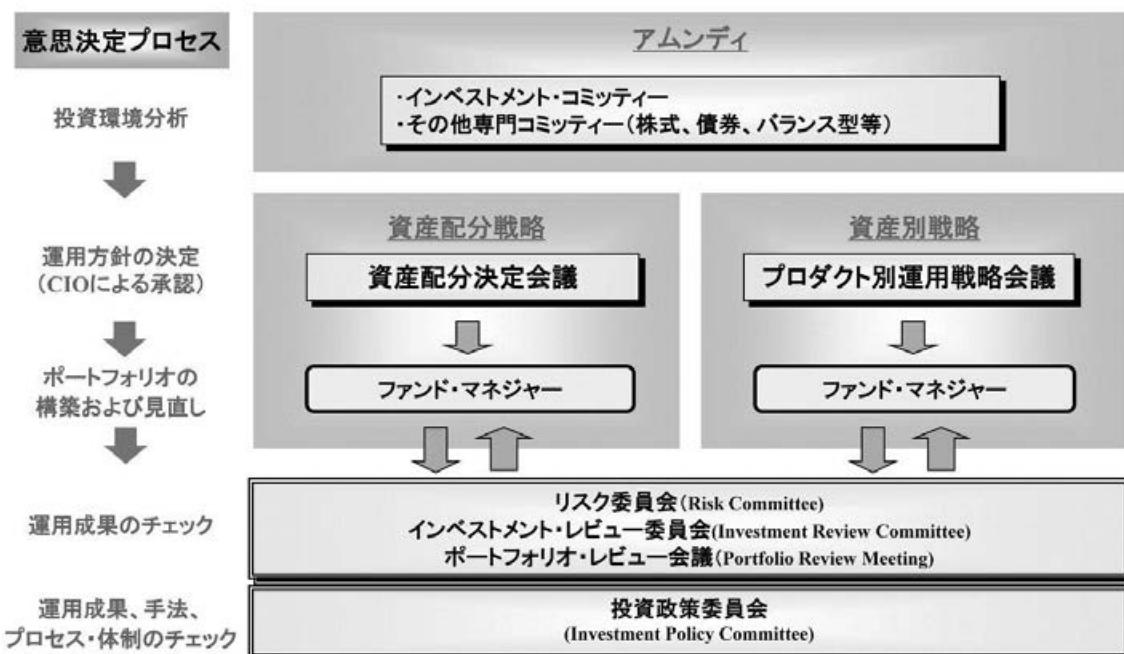
###### ①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### ②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。

- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

### ① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### ② 営業の概況

2021年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

種類	本数	純資産 (百万円)
単位型株式投資信託	12	46,123
追加型株式投資信託	128	1,534,416
合計	140	1,580,539

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)	第 40 期 (2020年 12月 31日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金・預金	11,884,237	9,567,392
前払費用	61,331	63,107
未収入金	23,962	6,730
未収委託者報酬	3,054,280	1,708,135
未収運用受託報酬	904,894	1,058,258
未収投資助言報酬	1,826	4,299
未収収益	*1 599,693	*1 546,769
未収消費税等	-	26,272
立替金	66,833	65,332
その他	5,692	495
流动資産合計	<u>16,602,747</u>	<u>13,046,788</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	*2 73,689	*2 115,186
器具備品(純額)	*2 65,606	*2 59,440
有形固定資産合計	<u>139,295</u>	<u>174,626</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	35,884	21,377
商標権	515	195
無形固定資産合計	<u>36,399</u>	<u>21,572</u>
投資その他の資産		
金銭の信託	12,436	1,080
投資有価証券	112,329	3,610
関係会社株式	80,353	75,727
長期差入保証金	208,924	229,967
ゴルフ会員権	60	60
繰延税金資産	306,354	267,232
投資その他の資産合計	<u>720,457</u>	<u>577,676</u>
固定資産合計	<u>896,151</u>	<u>773,873</u>
資産合計	<u>17,498,898</u>	<u>13,820,661</u>

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)	第 40 期 (2020年 12月 31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	98,933	95,256
未払償還金	686	686
未払手数料	1,508,031	872,428
関係会社未払金	322,769	-
その他未払金	*1 260,957	*1 137,444
未払費用	270,819	529,070
未払法人税等	41,981	103,911
未払消費税等	33,077	-
賞与引当金	695,889	621,741
役員賞与引当金	270,209	242,398
<b>流動負債合計</b>	<b>3,503,352</b>	<b>2,602,936</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	83,903	152,900
賞与引当金	62,221	29,777
役員賞与引当金	122,154	50,744
資産除去債務	62,686	109,076
<b>固定負債合計</b>	<b>330,965</b>	<b>342,497</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,834,317</b>	<b>2,945,433</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,200,000</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>1,076,268</b>	<b>1,076,268</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>1,542,567</b>	<b>-</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>2,618,835</b>	<b>1,076,268</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>110,093</b>	<b>110,093</b>
<b>その他利益剰余金</b>	<b>9,729,098</b>	<b>8,488,458</b>
<b>別途積立金</b>	<b>1,600,000</b>	<b>1,600,000</b>
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>8,129,098</b>	<b>6,888,458</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>9,839,191</b>	<b>8,598,551</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>13,658,026</b>	<b>10,874,819</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>6,555</b>	<b>409</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>6,555</b>	<b>409</b>
<b>純資産合計</b>	<b>13,664,581</b>	<b>10,875,228</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>17,498,898</b>	<b>13,820,661</b>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年 12月 31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	11,972,771	7,769,022
運用受託報酬	1,698,399	2,030,479
投資助言報酬	3,261	4,796
その他営業収益	1,604,713	1,436,608
営業収益合計	<u>15,279,144</u>	<u>11,240,905</u>
営業費用		
支払手数料	6,945,094	4,562,241
広告宣伝費	60,929	38,412
調査費	704,653	634,187
委託調査費	839,708	447,431
委託計算費	18,685	16,572
通信費	18,343	22,093
印刷費	82,708	76,518
協会費	27,840	22,421
営業費用合計	<u>8,697,961</u>	<u>5,819,875</u>
一般管理費		
役員報酬	197,670	202,852
給料・手当	2,288,550	2,267,417
賞与	5,256	961
役員賞与	27,960	6,621
役員退職金	-	8,975
交際費	13,910	3,424
旅費交通費	69,227	17,456
租税公課	97,199	70,926
不動産賃借料	189,518	196,250
賞与引当金繰入	717,005	565,563
役員賞与引当金繰入	262,793	116,318
退職給付費用	179,615	220,031
固定資産減価償却費	56,080	55,465
商標権償却	320	320
福利厚生費	305,849	298,625
諸経費	658,576	237,551
一般管理費合計	<u>5,069,528</u>	<u>4,268,756</u>
営業利益	<u>1,511,654</u>	<u>1,152,274</u>
営業外収益		
有価証券利息	19	4
有価証券売却益	1,039	2,857
役員賞与引当金戻入額	7,858	38,270
賞与引当金戻入額	74,090	32,830
受取利息	277	43
雑収入	10,367	5,691
営業外収益合計	<u>93,650</u>	<u>79,696</u>
営業外費用		
有価証券売却損	10,357	1,606
関係会社株式評価損	4,207	4,626
支払利息	-	4,093
為替差損	59,789	41,265
雑損失	2,533	750
営業外費用合計	<u>76,885</u>	<u>52,340</u>
経常利益	<u>1,528,419</u>	<u>1,179,629</u>
税引前当期純利益	<u>1,528,419</u>	<u>1,179,629</u>

法人税、住民税及び事業税	569,085	338,346
法人税等調整額	9,770	41,835
法人税等合計	578,855	380,181
当期純利益	949,564	799,448

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位:千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金合計
	資本準備金	その他資本剰余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剩余金の配当				
合併による増加			8,462,963	8,462,963
自己株式の処分			△10,005,529	△10,005,529
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計			△1,542,567	△1,542,567
当期末残高	1,200,000	1,076,268		1,076,268

利益準備金	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191
当期変動額				
剩余金の配当		△2,400,000	△2,400,000	△2,400,000
合併による増加		2,278,310	2,278,310	△11,923,928
自己株式の処分		△1,918,399	△1,918,399	11,923,928
当期純利益		799,448	799,448	799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計		△1,240,640	△1,240,640	△2,783,207
当期末残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551
				10,874,819

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,555	6,555	13,664,581
当期変動額			
剩余金の配当			△2,400,000
合併による増加			△1,182,655
自己株式の処分			
当期純利益			799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,146	△6,146	△6,146
当期変動額合計	△6,146	△6,146	△2,789,353
当期末残高	409	409	10,875,228

## 注記事項

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

器具備品 2年～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 7. 未適用の会計基準等

### (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

### (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

#### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(3) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(4) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

\*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
未収収益	329,758 千円	327,547 千円
その他未払金	115,320 千円	41,315 千円

\*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
建物	111,313 千円	129,253 千円
器具備品	227,570 千円	240,634 千円

(損益計算書関係)

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	-	2,400	2,400	-

(注)普通株式の自己株式数の増加2,400千株は、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社との合併により株式を承継したものであります。自己株式数の減少2,400千株は、自己株式の処分によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月1日 取締役会	普通株式	2,400,000	1,000円00銭	2020年6月30日	2020年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	利益剰余金	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第39期（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,884,237	11,884,237	—
(2) 未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	—
(3) 未収運用受託報酬	904,894	904,894	—
(4) 未収収益	599,693	599,693	—
(5) 金銭の信託	12,436	12,436	—
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	112,329	112,329	—
資産計	16,567,869	16,567,869	—
(1) 未払手数料	1,508,031	1,508,031	—
負債計	1,508,031	1,508,031	—

第40期(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,567,392	9,567,392	—
(2) 未収委託者報酬	1,708,135	1,708,135	—
(3) 未収運用受託報酬	1,058,258	1,058,258	—
(4) 未収収益	546,769	546,769	—
資産計	12,880,553	12,880,553	—
(1) 未払手数料	872,428	872,428	—
負債計	872,428	872,428	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 金銭の信託及び(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

#### 負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

(単位：千円)

区分	第39期(2019年12月31日)	第40期(2020年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	80,353	75,727

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	11,884,237	—	—	—
未収委託者報酬	3,054,280	—	—	—
未収運用受託報酬	904,894	—	—	—
未収収益	599,693	—	—	—
合計	16,443,104	—	—	—

第40期(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,567,392	-	-	-
未収委託者報酬	1,708,135	-	-	-
未収運用受託報酬	1,058,258	-	-	-
未収受益	546,769	-	-	-
合計	12,880,553	-	-	-

(有価証券関係)

#### 1. 満期保有目的の債券

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

第40期(2020年12月31日)

該当事項はありません。

#### 2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円、前事業年度の貸借対照表計上額 80,353千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 3. その他有価証券

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第40期(2020年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他(注)	4,100	4,690	590
	小計	4,100	4,690	590
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他(注)	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,100	4,690	590

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

#### 4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	288,000	—	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	10,000	1,000	—
投資信託	105,468	1,857	1,606

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	(千円)
退職給付引当金の期首残高	55,750	83,903	
退職給付費用	141,335	182,351	
退職給付の支払額	-	-	
制度への拠出額	△113,182	△113,355	
退職給付引当金の期末残高	83,903	152,900	

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	774,860	810,879	
年金資産	696,922	670,965	
	77,938	139,914	
非積立型制度の退職給付債務	5,966	12,986	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900	
退職給付に係る負債	83,903	152,900	
退職給付に係る資産	-	-	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900	

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 141,335千円 当事業年度 182,351千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度38,280千円、当事業年度37,680千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払費用否認額	72,014 千円	70,819 千円
繰延資産償却額	4,895 千円	- 千円
未払事業税	11,331 千円	4,393 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	246,218 千円	202,056 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	17,307 千円	19,909 千円
減価償却資産	4,283 千円	3,848 千円
資産除去債務	19,194 千円	19,554 千円
未払事業所税	1,433 千円	2,858 千円
その他	10,453 千円	12,281 千円
繰延税金資産小計	<hr/> 387,128 千円	<hr/> 335,719 千円
評価性引当額	<hr/> $\triangle$ 75,184 千円	<hr/> $\triangle$ 59,859 千円
繰延税金資産合計	<hr/> 311,944 千円	<hr/> 275,860 千円
 <b>繰延税金負債</b>		
繰延資産償却額	- 千円	$\triangle$ 4,718 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	$\triangle$ 2,697 千円	$\triangle$ 3,730 千円
その他有価証券評価差額金	<hr/> $\triangle$ 2,893 千円	<hr/> $\triangle$ 181 千円
繰延税金負債合計	<hr/> $\triangle$ 5,590 千円	<hr/> $\triangle$ 8,629 千円
繰延税金資産の純額	<hr/> 306,354 千円	<hr/> 267,232 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.53%	4.22%
評価性引当金額	2.00%	$\triangle$ 1.30%
過年度法人税等	0.57%	$\triangle$ 0.59%
住民税均等割等	0.25%	0.19%
その他	0.90%	$\triangle$ 0.91%
税効果会計適用後の法人税などの負担率	<hr/> 37.87%	<hr/> 32.23%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第39期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日　　至2020年12月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第39期（自2019年1月1日　　至2019年12月31日）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付で吸収合併致しました。

## 1. 取引の概要

### (1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称　　アムンディ・ジャパンホールディング株式会社

事業の内容　　有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

### (2) 企業結合日

2020年1月1日

### (3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

### (4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

### (5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためあります。

## 2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

第40期（自2020年1月1日　　至2020年12月31日）

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付で吸収合併致しました。

## 1. 取引の概要

### (1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称　　アムンディ・ジャパンホールディング株式会社

事業の内容　　有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

### (2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためあります。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)		第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	
期首残高	61,573	千円	62,686	千円
見積りの変更による増加額	-	千円	45,217	千円
時の経過による調整額	1,112	千円	1,173	千円
期末残高	62,686	千円	109,076	千円

### 4. 事業年度における当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額45,217千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）及び第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
8,642,123	1,238,224	1,360,558	11,240,905

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第39期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	711,885	未収収益	160,701

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディアセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投 資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬 *1	354,531	未収運用 報酬	290,679
								情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	690,397	未収収益	327,547
								委託調査費等の 支払など *2	146,561	その他 未払金	41,315

(注)

#### 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

#### 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	587,894	未収運用 受託報酬	144,020
								情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	590,948	未収収益	126,295
	アムンディ・アイティサービス	フランス パリ市	4,064 (千ユーロ)	ITエンジニア業	なし	なし	ITサービスの 委託等	ITサービスの提 供*1	243,853	未払費用	249,239

(注)

#### 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

#### 2. 上記の金額には消費税等は含まれおりません。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
1株当たり純資産額	5,693.58 円	4,531.35 円
1株当たり当期純利益金額	395.65 円	333.10 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
当期純利益（千円）	949,564	799,448
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	949,564	799,448
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド  
年2回決算型(為替ヘッジあり)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託  
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）  
【運用の基本方針】

投資信託約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

**【基本方針】**

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

**【運用方法】**

**(1) 投資対象**

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（それぞれ振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。
- ③ 投資対象とする投資信託証券は、別に定める指定投資信託証券とします。
- ④ 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 原則として外貨建資産の為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 投資制限**

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

**【収益分配方針】**

毎決算時（年2回、原則として毎年6月と12月の各5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

**(1) 分配対象額の範囲**

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

**(2) 分配対象額についての分配方針**

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

**(3) 留保益の運用方針**

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）  
投資信託約款

**【信託の種類、委託者および受託者】**

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的、金額および信託金の限度額】**

- 第3条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができるものとします。

**【信託期間】**

- 第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成37年6月5日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

- 第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**【受益権の分割および再分割】**

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の

口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において「別に定める契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結す

る「別に定める契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「別に定める契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。) を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じができるものとします。なお、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込日が別に定める申込受付不可日に該当する場合は、前項の受益権の取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、第37条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
- ③ 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取消することができます。

#### 【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者

および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（振替投資口を含みます。）をいい、以下「指定投資信託証券」といいます。）、および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  4. 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書  
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券

により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

#### 【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【公社債の借入れの指図および範囲】

第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

#### 【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超

えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### 【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

**【有価証券売却等の指図】**

第26条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**【再投資の指図】**

第27条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**【資金の借入れ】**

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

**【損益の帰属】**

第29条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**【受託者による資金の立替え】**

第30条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**【信託の計算期間】**

第31条 この信託の計算期間は、毎年6月6日から12月5日までおよび12月6日から翌年6月5日ま

ですることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から平成29年12月5日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本条において「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【投資信託財産に関する報告等】

- 第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### 【信託事務の諸費用】

- 第33条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（投資信託財産の財務諸表の監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

#### 【信託報酬等の額および支弁の方法】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の78の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

#### 【収益の分配方式】

第35条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として第37条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得の申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益

権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、原則として、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して7営業日目から受益者へ支払います。
- ⑤ 前各項（第2項（ただし書きを除く）を除く）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### 【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金について第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第37条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 【投資信託契約の一部解約】

第39条 受益者（指定販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、指定販売会社が個別に定める口数および申込単位をもって投資信託契約の一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合は、当該一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ② 受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第3項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、当該一部解約の請求受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

### 【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 【投資信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、次の場合に該当することとなった場合、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
  2. やむを得ない事情が発生したとき
  3. 受益権口数が10億口を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の規定にかかわらず、この信託が投資対象とする指定投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます（別に定める投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合の手続については、次項から第5項までの規定にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

### 【投資信託約款の変更等】

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 【投資信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第45条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する投資信託契約の解約または第42条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 【信託期間の延長】

- 第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### 【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

- 第51条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第52条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成29年6月7日（投資信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号  
アムンディ・ジャパン株式会社  
代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役 東 和 浩

## 付 表

### I. 投資信託証券

投資信託約款第16条第1項、第41条第2項および別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次の投資信託証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

#### 1. 外国投資証券

「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」  
(First Eagle Amundi International Fund)

#### 2. 投資信託の受益証券

「CAマネーパールファンド（適格機関投資家専用）」

### II. 申込受付不可日

投資信託約款第12条第2項および投資信託約款第39条第1項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに当たる場合
2. 每年12月24日

追加型証券投資信託

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド  
毎月決算型(為替ヘッジあり)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託  
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）  
【運用の基本方針】

投資信託約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

**【基本方針】**

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

**【運用方法】**

**(1) 投資対象**

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（それぞれ振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。
- ③ 投資対象とする投資信託証券は、別に定める指定投資信託証券とします。
- ④ 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 原則として外貨建資産の為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 投資制限**

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

**【収益分配方針】**

毎決算時（年12回、原則として毎月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

**(1) 分配対象額の範囲**

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

**(2) 分配対象額についての分配方針**

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

**(3) 留保益の運用方針**

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）  
投資信託約款

**【信託の種類、委託者および受託者】**

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的、金額および信託金の限度額】**

- 第3条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができるものとします。

**【信託期間】**

- 第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成37年6月5日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

- 第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**【受益権の分割および再分割】**

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の

口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において「別に定める契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結す

る「別に定める契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「別に定める契約」は当該別の名称に読替えるものとします。) を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じができるものとします。なお、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込日が別に定める申込受付不可日に該当する場合は、前項の受益権の取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、第37条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
- ③ 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取消することができます。

#### 【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者

および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（振替投資口を含みます。）をいい、以下「指定投資信託証券」といいます。）、および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  4. 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書  
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券

により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

#### 【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【公社債の借入れの指図および範囲】

第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

#### 【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超

えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### 【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### 【有価証券売却等の指図】

第26条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第30条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第

- 1 計算期間は投資信託契約締結日から平成29年7月5日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本条において「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【投資信託財産に関する報告等】

- 第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### 【信託事務の諸費用】

- 第33条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（投資信託財産の財務諸表の監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

#### 【信託報酬等の額および支弁の方法】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の78の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財

産中から支弁します。

#### 【収益の分配方式】

第35条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として第37条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得の申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口

座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、原則として、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して7営業日目から受益者へ支払います。
- ⑤ 前各項（第2項（ただし書きを除く）を除く）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### 【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金について第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第37条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 【投資信託契約の一部解約】

第39条 受益者（指定販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、指定販売会社が個別に定める口数および申込単位をもって投資信託契約の一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合は、当該一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ② 受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第3項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、当該一部解約の請求受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

#### 【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 【投資信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、次の場合に該当することとなった場合、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
  2. やむを得ない事情が発生したとき
  3. 受益権口数が10億口を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の規定にかかわらず、この信託が投資対象とする指定投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます（別に定める投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合の手続については、次項から第5項までの規定にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【投資信託約款の変更等】

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容お

よりその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 【投資信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第45条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する投資信託契約の解約または第42条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 【信託期間の延長】

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### 【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所

## 2. 他の受益者が有する受益権の内容

### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

### 【公告】

第51条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成29年6月7日（投資信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号  
アムンディ・ジャパン株式会社  
代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役 東 和 浩

## 付 表

### I. 投資信託証券

投資信託約款第16条第1項、第41条第2項および別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次の投資信託証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

#### 1. 外国投資証券

「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」  
(First Eagle Amundi International Fund)

#### 2. 投資信託の受益証券

「CAマネーパールファンド（適格機関投資家専用）」

### II. 申込受付不可日

投資信託約款第12条第2項および投資信託約款第39条第1項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに当たる場合
2. 每年12月24日

